



# 【風水害等編】 柏市地域防災計画修正箇所比較 (見え消し)

追加：○○○○ (下線)

削除：~~○○○○~~ (取り消し線)

※見え消しのため、「風 - ○○ (ページ数)」については実際のものとは一致しません。

風-2

風-3

風-5

風-8

風-8

風-9

風-11

風-12

風-15

風-16

風-17

風-20

(注) 第1章の第1節から第3節は、震災編「第1章第1節から第3節」を、第2章の第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6は、震災編「第2章第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6」を、第3章の第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11は、震災編「第3章第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11」を準用する。

その他、震災編と内容に変更のない計画については、震災編の計画を準用する。

# 風

震災編

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第1章 総則	第1節 計画の策定方針	第1 計画の目的	風-2
		第2 計画の概要	風-2
	第2節 防災関連機関の役割と業務大綱		(震-4)
		第3節 市の概況と災害環境	(震-15)
		第4節 水防の責任等	第1 水防の責任 風-3 第2 指定水防管理団体の水防事務 風-5 第3 水防活動等における安全配慮 風-6
第5節 風水害の被害	第1 河川及び沼	風-7	
	第2 風水害の危険性	風-8	
	第3 河川の管理	風-9	
	第4 被害等の想定	風-10	
第2章 予防計画	第1節 災害に強い人と地域をつくる	第1 自助・共助の育成	風-14
		第2 自助・共助・公助の連携	(震-37)
		第3 人材の育成・確保	(震-39)
		第4 災害対応力の強化	風-14
		第5 治水対策	風-15
		第6 雪害対策	風-18
		第7 風害対策	風-19
	第3節 災害に強い体制を整える	第1 消防・救助体制	(震-60)
		第2 医療・救急・救護体制	(震-62)
		第3 物資供給・給水体制	(震-65)
		第4 要配慮者支援体制	風-22
		第5 交通輸送体制	(震-73)
		第6 廃棄物処理体制	(震-75)
第7 帰宅困難者支援体制	風-23		
第4節 災害時の相互応援に備える	第1 応援・受援体制の構築	風-24	
第3章 応急対策計画	第1節 活動体制を整える	第1 基本的事項	風-26
		第2 活動体制	(震-104)
第2節 被害を最小限に食い止める	第1 情報収集・伝達	第1 消防・救助	(震-118)
		第2 医療・救護	(震-121)
		第3 応援要請・市外被災地支援	(震-127)
		第4 要配慮者支援	(震-136)
		第5 避難対策	風-47
		第6 帰宅困難者支援	風-62
		第7 輸送支援	(震-150)
		第8 物資供給・給水	(震-153)
		第9 遺体対応・行方不明	(震-156)
		第10 災害拡大防止対策	(震-159)
	第2 水防	第1 水防	風-63
第3 雪害対応		風-77	
第4節 被災者生活を支援する	第1 保健・環境衛生	第1 保健・環境衛生	風-79

(注) 第1章の第1節から第3節は、震災編「第1章第1節から第3節」を、第2章の第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6は、震災編「第2章第1節第2から第3及び第3節第1から第3、第5から第6」を、第3章の第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11は、震災編「第3章第1節第2及び第2節第2から第5、第8から第11」を準用する。  
 その他、震災編と内容に変更のない計画については、震災編の計画を準用することとし、上記の目次表では、震災編のページ数を括弧書きで記載している。

# 第1章 総則

本市では水害への対策として、本地域防災計画（風水害等編）のほか、水防法第 33 条に基づく「柏市水防計画」を取りまとめていたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅滞なく対応するため、柏市水防計画を本地域防災計画（風水害等編）の中に統合した（令和 3 年度）。

水防活動に関連する項目(旧水防計画の内容等)には、**[水防]**のマークを付記する。

## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的 **[水防]**

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び柏市防災会議条例第 2 条の規定により、柏市防災会議が作成する計画であり、柏市で発生する災害に対し、柏市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。

この風水害等編には、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）並びに千葉県水防計画に基づき、洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、柏市管下の各河川、沼等に対して、水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡及び水こう門の操作、あるいは消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに必要な器具、資材及び設備の整備運用等についての大綱も示す。

## 第2 計画の概要

### 5 水防に係る用語の定義 **[水防]**

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市（柏市）をいう。（水防法第2条第1項）

本市は水防上、公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、水防法第4条による指定水防管理団体に指定（昭和57年4月1日）されている。

#### (2) 水防管理者

水防管理団体である市の長（柏市長）をいう。（水防法第2条第2項）

#### (3) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。（水防法第2条第3号）

#### (4) 水防警報

洪水によって、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（水防法第2条第7号）

## 第4節 水防の責任等 [水防]

### 第1 水防の責任

#### 1 柏市

本市は、千葉県水防計画に基づき、市域内の水防を十分果たすべき責任を有する。(水防法第3条)

市長(水防管理者)は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本計画(地域防災計画)において、洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法及び避難場所等を定め、住民に周知するための印刷物の配布など必要な措置を講じなければならない。(水防法第15条)

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川(利根川、利根運河、手賀川)については大臣から、知事が指定した河川(手賀沼)については知事から、洪水予報が市長に通知される。

#### 2 千葉県

千葉県は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導及び確認すべき責任を有する。(水防法第3条の6)

また、知事が洪水予報を行う河川(洪水予報河川)以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位情報を周知する河川(水位周知河川)については、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。(水防法第13条)

#### 3 気象庁

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められたときは、洪水予報・警報を行いその状況を国土交通大臣及び都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第10条)

#### 4 国土交通大臣及び気象庁長官

2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水による国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川(洪水予報河川)等について、国土交通大臣は気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して洪水予報を行い、その状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第10条)

## 5 国土交通大臣又は千葉県知事

国土交通大臣又は千葉県知事は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）等について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（水防法第13条）

また、河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする（水防法第14条）とともに、洪水等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。（水防法第16条）

## 6 通信機関

通信機関は、水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（水防法第27条）

## 7 一般市民

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第24条）

## 第2 指定水防管理団体の水防事務

[水防]

指定水防管理団体の水防事務は、概ね次のとおりである。

- 1 水防団の設置（水防法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- 4 水位の通報（水防法第12条第1項）
- 5 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条の2第2項）
- 6 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条の2）
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- 8 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- 9 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（水防法第15条の3）
- 10 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（水防法第15条の6、第15条の7、第15条の8）
- 11 予想される水災の危険の周知（水防法第15条の11）
- 12 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- 13 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- 14 警戒区域の設定（水防法第21条）
- 15 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- 16 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- 17 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、第26条）
- 18 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第28条第3項）
- 19 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 20 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 21 水防計画の作成及び要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- 22 水防協議会の設置（水防法第34条）
- 23 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- 24 水防協力団体に対する監督等（水防法第39条）
- 25 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 26 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- 27 消防事務との調整（水防法第50条）

### 第3 水防活動等における安全配慮

[水防]

水防活動や避難誘導の実施にあたり、活動者自身の安全も確保するため、以下の事項に留意する。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため活動者を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、活動者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は活動者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を活動者へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。



## 第5節 風水害の被害

### 第1 河川及び沼 [水防]

柏市の災害に影響のある主な河川及び沼は、次のとおりである。

#### 1 利根川

利根川は直轄河川として国が直接改修工事を行っているが、柏市の場合その中流部にあたり、治水利水とも重要な河川で、上流は野田市境より、下流は我孫子市境までの右岸堤防約 8.2km の延長にわたっている。

#### 2 利根運河

利根運河は利根川と江戸川を結ぶ運河で、利根川から江戸川に向けて右岸を野田市、左岸を柏市、流山市を通り延長は約 8.0km（柏市にかかる箇所は約 3.7km）にわたっている。

#### 3 手賀沼及び手賀川

手賀沼は利根川水系に属し、その周辺は 16.7km にわたり東に印西市、西に柏市、北に我孫子市、南に白井市と 4 市にわたっており、柏市が占める周長は、約 ~~9.0km~~ 9.0km になる。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 ~~7.7km~~ 7.7km（柏市にかかる箇所は約 4.3km）にわたっている。

#### 4 大堀川

大堀川は源を柏市大青田新田地先の洪積台地に発し、途中、水田地帯を湿し、呼塚地先にて支川と合流して、根戸新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 6.9km、流域面積は ~~3.097~~ 3.097ha である。この大堀川は昭和 44 年 4 月に、一級河川に編入され、左岸は柏市高田字西前田から、右岸は柏市篠籠田字寺前から手賀沼合流点に至る 5.47km である。

#### 5 大津川

大津川は源を鎌ヶ谷市中部に発し、高柳地先から柏市に入り、手賀沼土地改良区内の水田地帯を通り、途中準用河川上大津川と合流して、戸張新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 7.9km、流域面積 ~~3.589~~ 3.589ha で、大堀川と同じく昭和 40 年 4 月に一級河川に編入されている。高柳字上砂地先から手賀沼合流点に至る 7.1km である。

## 第2 風水害の危険性

[水防]

利根川や下水道等の整備により、大きな浸水被害は減少している。しかし、一方で土地利用や都市化の進展により、出水の危険が増大する面もある。

柏市の市域にかかわる水害の危険性を概観以下に概説する。

特に注意を必要と、~~一次の~~する区域及び場所については「風水害等編 第3章 第2節 第123 (3)注意を要する箇所」及び「資料編13-6 直轄河川重要水防箇所一覧」に示すとおりである。

### 1 利根川

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防約4.2kmが水害の影響区間であるが、~~その内18箇所、延べ約2.1kmが重要度A（水防上最も重要な区間）、48箇所、延べ約6.6kmが重要度B（水防上重要な区間）となっているが水害の影響区間である。~~この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、柏区間に8.2kmの囲繞堤と10.0kmの周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

### 2 利根運河

利根運河は、利根川と江戸川を結ぶ延長約8.0kmの運河として1890年(明治23年)6月に完成した。水運の要所として多くの船が行き交ったが、鉄道や車の発達により徐々に衰退、昭和16年12月の大洪水で水堰橋が破壊、利根河口が閉鎖される。昭和50年6月利根河口に5基の水中ポンプを設けて利根川からの利水を目的に導水を開始。平成12年4月北千葉導水路の完成により、ポンプ3基を撤去し、環境用水として導水が行われており、現在でも利根川の洪水を受入れる分派河川として重要な役割を担っている。

~~利根運河の増水による被害は出ていないが、船戸山高野の利根河口から流山市境、大青田までの堤防約4.5kmの内、55箇所約4.2kmが重要度Bに指定されている。~~

### 3 手賀沼及び手賀川

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約~~8.0km~~8.0kmの国の直轄河川であり、手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川となっている。~~市内における重要水防箇所としては、延べ約0.08kmの区間と8箇所の工作物が重要度Bに指定されているほか、延べ約4.9kmの区間が要注意区間（過去の経験から注意を要する箇所）である。~~

手賀沼は昭和13年と昭和16年の沼水位YP+5.4mに達した時、柏市（当時柏町）も沼周辺の耕地は壊滅的な水害を被っているが、その後、昭和31年11月16日に農林省により、手賀川と利根川の合流部に400KWのモーターと横軸斜流ポンプ6台が装備された手賀排水機場が印西市（当時木下町）に設置竣工され、更に昭和42年2月には、柏市（当時沼南町）片山地先の手賀沼から手賀川への流入箇所に利根川のローラーゲートの主水門3連と、舟通し門2門を装備した手賀沼調節水門が完成した。この水門により沼の湛水を調節、また、洪水前には予備放流等で調節し、更に利根川が洪水時で沼より水位が高くなっていても、排水ポンプの可動により利根川に放流することができ、また、北千葉導水事業においても新たに排水機場を整備

し、利根川に放流することができるようにしている。しかし、都市化の進展により農地での湛水被害が発生する傾向があるため、手賀排水機場の機能増強が早急に必要となっている。

#### 4 大堀川及び大津川

大堀川及び大津川とも手賀沼に流入する河川であり、大堀川については、時間降雨量 50mm の河道計画に対し、30mm 規模で整備されている。また、大津川については、河口部から約 4.7km の区間で時間降雨量概ね 50mm 規模で整備されている。

両河川ともにおいて、未改修部分や計画規模を超える降雨時には、周辺農地への溢水、排水不良等が考えられる。また、急速な市街地化に伴って各所で宅地開発工事等が進行しているので、早期に河川敷の計画、入手、改修が望まれている。

#### 5 かんがい用排水路

利根川水系にある利根土地改良区内用排水路には、利根川増水時に越流堤から水が流入する。

### 第3 河川の管理 [水防]

柏市に影響のある主な河川及び沼の管理者は、次のとおりである。

表 河川の管理者等

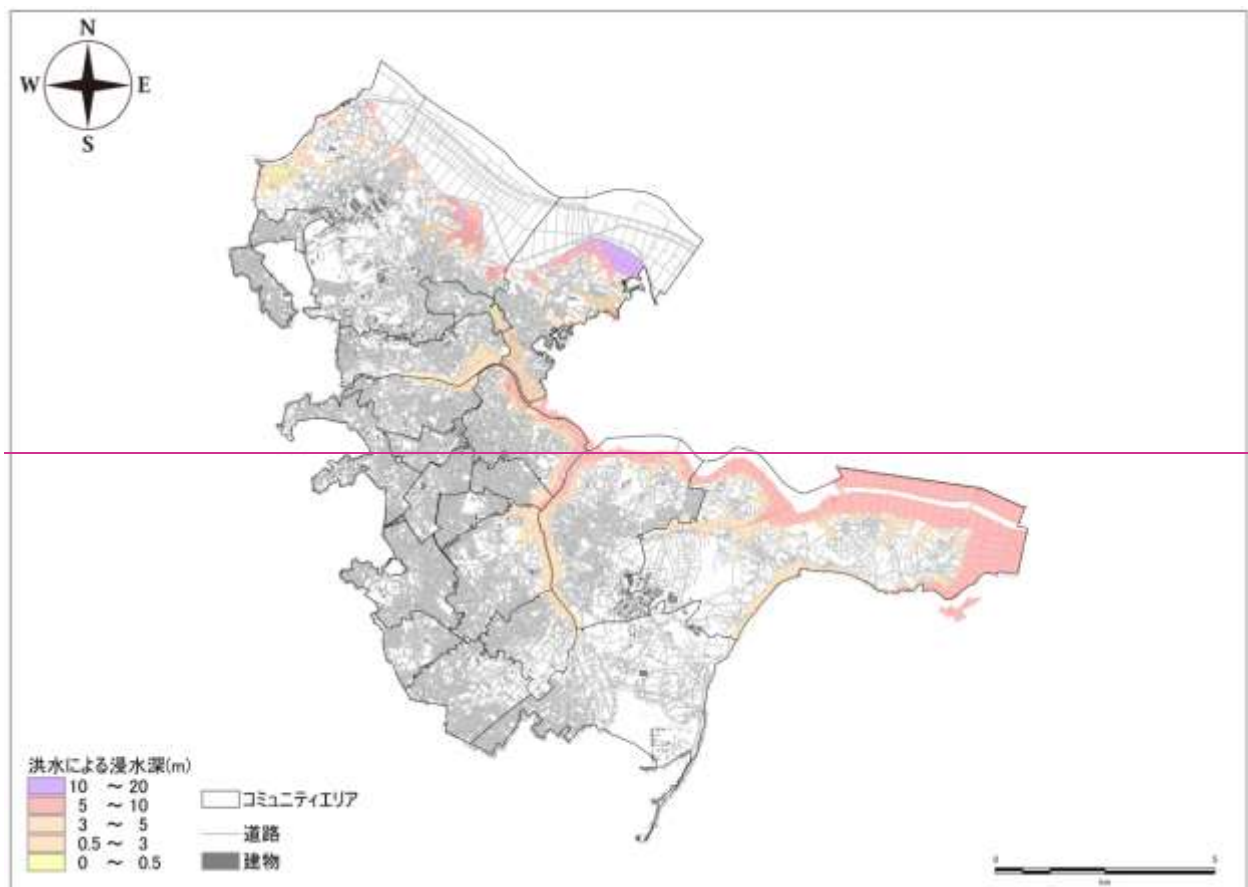
管理者	管理河川等
国土交通大臣	利根川、利根運河、手賀川
千葉県知事	大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川
市長	諏訪下川、上大津川、上大津川支川

## 第4 被害等の想定

「柏市洪水ハザードマップ」(令和元年7月)では、国土交通省や千葉県が発表している浸水想定区域図のうち、柏市域に影響するものとして、[下記](#)の河川が氾濫した場合の浸水状況を示している。

- (1) 利根川水系利根川(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (2) 利根川水系利根運河(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (3) 利根川水系手賀沼(手賀沼流域の48時間総雨量815mm)

※(1)、(2)は国土交通省関東地方整備局、(3)は千葉県による予測結果



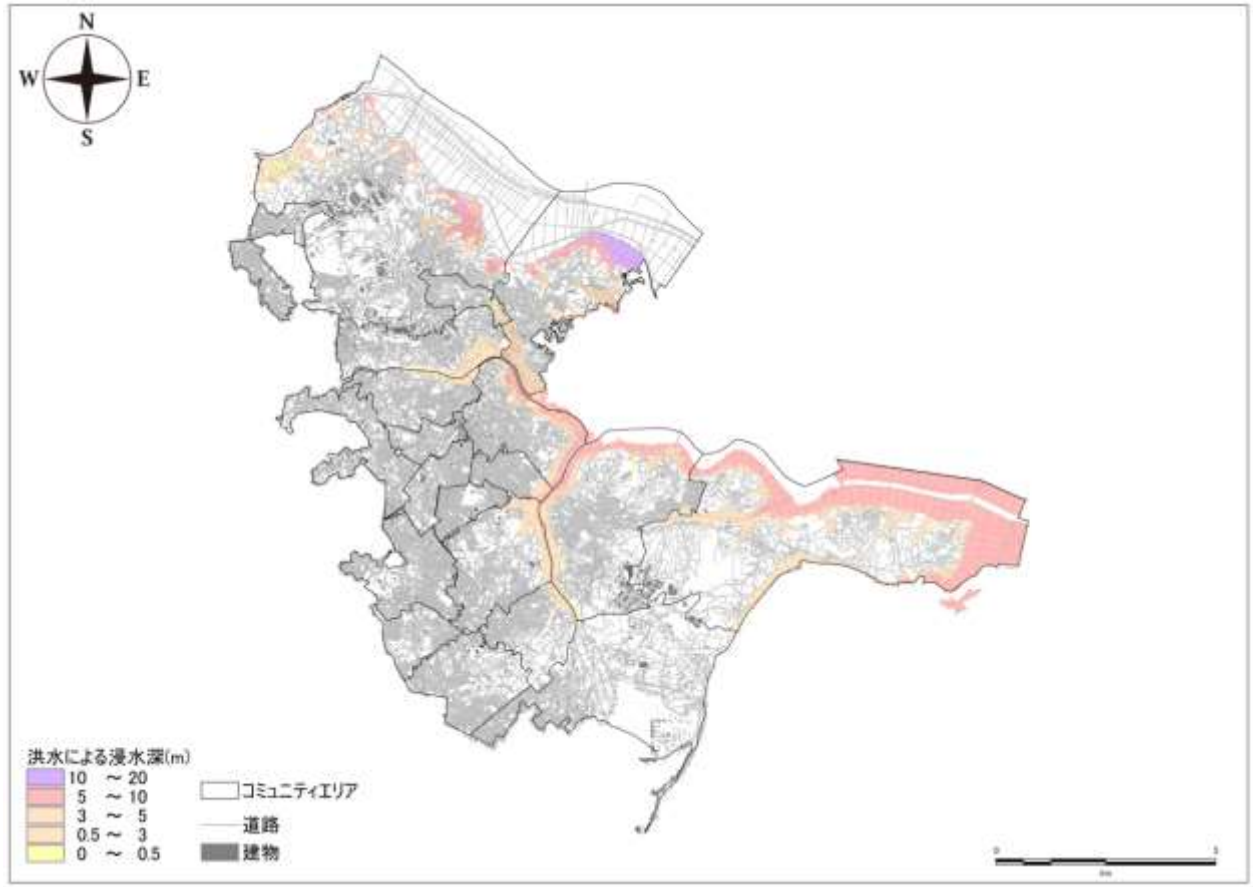


図 柏市洪水ハザードマップ（令和元年7月）に示された浸水想定区域

柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）では、上記の浸水想定区域内における被害棟数や避難者数を推計した。

推計結果は、[下記次の通りとおり](#)となった。

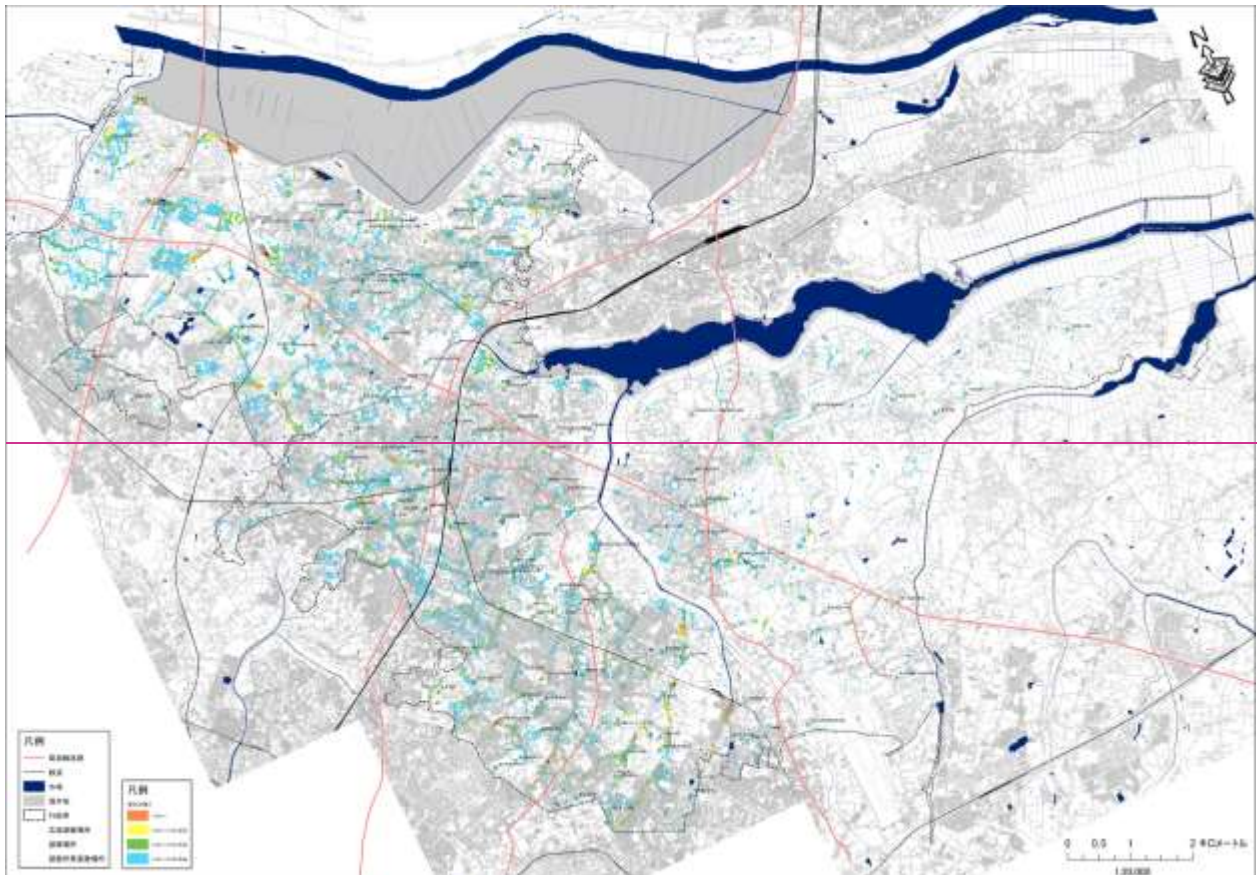
表 洪水による建物被害棟数

浸水域内建物棟数	床下浸水	床上浸水					浸水被害が生じる合計棟数
		0.5m 未満	0.5～0.99m	1.0～1.99m	2.0～2.99m	3.0m 以上	
5,307	8	6	53	220	522	2,305	3,114

表 洪水による避難者数および避難所収容人数と過不足数

収容可能人数	避難者数						収容人数の過不足
	うち 65 歳以上	うち 75 歳以上	うち乳幼児 (0～2 歳)	うち未就学児 (0～6 歳)	うち災害時要配慮者		
24,416	25,869	6,526	2,954	697	1,637	663	-1,453

また「柏市 web 版防災・ハザードマップ」では、市内全体に 1 時間最大雨量 79.5mm、30 年に一度の確率で起こる可能性がある降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。



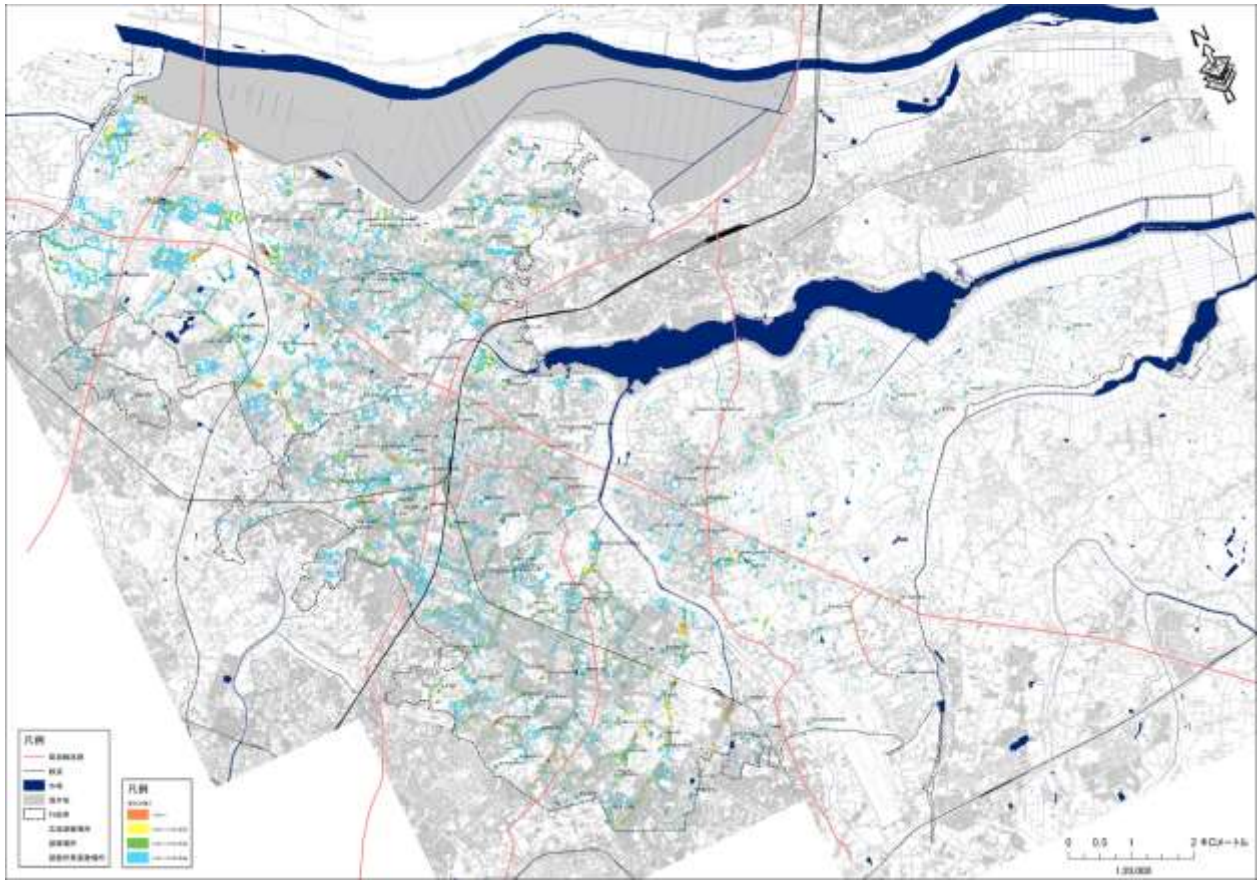


図 内水による浸水想定区域図





## 第2章 予防計画

# 第1節 災害に強い人と地域をつくる

## 第1 自助・共助の育成

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、こども部、学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

### 施策方針

#### 1 自助の育成

##### (1) 個人・家庭

各自の水害リスク等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ、柏市 web 版防災・ハザードマップ、地域別防災カルテを用いて、住民等が自ら手を動かし、各自の防災行動（情報収集、避難準備、避難行動）を時系列的に整理することにより水害リスク等の理解促進を図り、自律的・自発的な避難行動を促す。</li> </ul>
適切な避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>風水害が発生した際、避難所に向かうこと以外に、水害時には上層階に避難すること、風害時に自宅の倒壊の危険がない場合には自宅にとどまること等、状況に応じた避難行動がとれるよう周知を行う。</li> <li>土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人は、市による支援を受けながら、避難情報の意味や避難のタイミングについて認識し、危険な状態になる前に避難行動を起こすことができるよう体制を整える。</li> </ul>

##### (2) 学校

防災教育・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等による大雨や暴風の際にとるべき行動について、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に防災教育・避難訓練を実施し、地域の災害リスクに応じた避難行動を行える体制を確保する。</li> </ul>
------------	---

##### (3) 事業所

移動の自粛・待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報等から、翌日以降の出勤時に身の危険や交通機関の乱れが発生することが予想される場合、事業者は従業員に対して自宅待機を指示する。</li> <li>終業時刻以降、各種気象情報等から、退社（帰宅）時に上記のような危険や問題の発生が予想される場合は、従業員に対して事業所に待機するよう指示する。</li> </ul>
----------	---

## 第4 災害対応力の強化

担当部局	関係機関
全部局	全防災関係機関

#### 1 活動マニュアルの整備

市は、河川氾濫（河川別）、土砂災害（土砂災害警戒区域別）、暴風等、各種災害に対応できるよう、マニュアルを見直していく。

## 4 あらゆる災害への対応

### (2) 複合災害対策

市は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等を考慮したうえで、避難勧告指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

## 第5 治水対策

担当部局	関係機関
<del>総務部</del> 、土木部、施設所管部局	国、県

### 現状と課題

- ◆ 台風や集中豪雨等により毎年家屋や店舗等で浸水被害が発生している。
- ◆ 雨水幹線整備については、計画延長に対する整備率が約52%と低い状況になっている。

### 基本方針

- 雨水幹線整備の優先順位を定め、下流から計画的に整備を進める。
- 浸水危険箇所を積極的に公表し、被害の最小化を目指す。

### 施策方針

#### 1 水害予防計画

都市型水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水、冠水対策として、河川水路の改修や、大規模雨水調整池や公共施設の敷地を利用した公共貯留浸透施設の設置を<del>進め</del>、<u>進めるとともに、住民が行う浸水被害の軽減対策への補助など</u>、市街地における都市型水害対策を進める。</li> </ul>
水循環に配慮した治水事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ これまでの排水整備事業に加え、雨水の地下浸透に配慮した治水事業を進め、地下水の涵養及び、平常時の水の確保に努めるなど、水循環に配慮した治水事業を実施する。</li> </ul>
雨水流出抑制施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発行為における雨水流出抑制</li> <li>■ 宅地開発においては、調整池、浸透施設又は道路、公園などの公共施設との一体的な面整備により、計画的な雨水の排水流量の抑制に努める。</li> <li>■ 公共土木事業における雨水流出抑制</li> <li>■ 道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透柵、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。</li> <li>■ 中水道の活用</li> <li>■ 雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入を図る。</li> <li>■ 宅地内雨水浸透柵等設置基準の施行の実施依頼</li> </ul>

## 2 河川改修の促進

河川改修計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現況 市内の河川は、国の直轄一級河川 3（国土交通大臣管理（利根川、利根運河、手賀川）、一級河川 5（知事管理（大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川）、準用河川 3（市長管理（諏訪下川、上大津川、上大津川支川））の計 11 河川ある。</li> <li>■ これまでの河川改修によって治水安全度は着実に向上しているが、近年は雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。このため、雨水貯留浸透施設の推進、雨水調節池の整備など河川への総合的な流出抑制を講じる必要がある。</li> <li>■ 上大津川の改修事業について、ボトルネック箇所及び下流から順次整備を進める。</li> </ul>
県への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大津川改修事業について、早期完成を県に要請する。</li> </ul>

## 3 公共下水道（雨水）の整備

雨水幹線整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大津川左岸第6号雨水幹線の整備を行なう等、浸水地域の削減に努める。</li> <li>■ 整備にあたっては下流からの整備を基本とし、床上・店舗浸水の発生が多い地域から順次進める。</li> </ul>
--------	---

## 4 水害危険区域の対策

ハザードマップの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの他、都市型水害の履歴や大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。</li> </ul>
情報伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水や内水による浸水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。</li> <li>■ 大雨等の際に田中調節池の越水情報が適切に共有されるよう、国や県と連携を強化し、日頃から伝達訓練等を行う。</li> <li>■ ドローンを活用した越水状況の確認と情報共有を円滑に行えるよう、平時より訓練等を行い習熟しておく。</li> <li>■ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として周知する。</li> <li>■ 国土交通省並びに、千葉県等水防関係者による合同巡視を通じての田中調節池周囲堤の状況把握を行う。</li> </ul>

### 目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度令和2年度)	目標値 (令和4年度)	指標の説明
公共下水道（雨水）の整備	56,685m5 6,859m	57,885m57, 885m	雨水幹線の整備延長を表す数値

5 水防施設及び水防資器材

[水防]

(1) 指定水防管理団体整備基準

ア 水防倉庫設置基準

水防管理団体は、水防倉庫（木造 33.3m<sup>3</sup> 程度）その他資材場（なるべく水防活動に便利な箇所を選定）を設置するよう努める。

イ 水防資器材整備基準

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 袋	掛矢	10 丁
なわ	550 kg	のこぎり	4 丁
シート	100 枚	かま	10 kg
杉丸太 赤口		おの	5 丁
3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
2.0間	30 本	鉄線（#8）	100 kg
1.0間	200 本	鉄線（#10）	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干

(2) 水防倉庫

市域内の水防倉庫設置場所は、次のとおりである。

河川名	倉庫所在地	管 理		電話番号
		所属	住所	
利根川	柏市布施 764	消防局 警防課	柏市松葉町 7-16-7	04(7133)0117

(3) 輸送路線の確保

水防活動における非常時の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して輸送経路図を作成し、柏土木事務所に提出しておくものとする。緊急輸送における計画は、「震災編 第2章 第3節 第5 3 輸送体制の整備」に準じて行うこととする。

## 第6 雪害対策

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

### 現状と課題

◆ 平成30年令和4年1月の大雪では、千葉県内で401名583名、柏市内で13名43名の方が軽傷を負った。

### 基本方針

- 除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- 農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 施策方針

#### 1 除雪作業等

除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 除雪活動に備え、事前に土木事務所等の機材やトラック類等の使用や、除雪委託業者の協力を得られるようにしておく。</li> <li>■ 事前の協議等を通じ、隣接する土木事務所等や他の道路管理者とも連携が図られるよう体制を築いておく。</li> </ul>
路面凍結の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 路面凍結又は圧雪による走行困難に備え、業者との協定により凍結防止剤、散布剤等を用意しておく。</li> <li>■ 路面凍結が予想される時は気象状況、路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。</li> </ul>

#### 2 農作物等の雪害防止対策

野菜・果樹・花きの対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金属パイプによる筋交い等でビニールハウスの各部を十分補強することや、防風林・防風網の設置・整備を行う。</li> <li>■ ビニールハウスやパイプハウスは積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意する。</li> </ul>
-------------	--

## 第7 風害対策

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

### 現状と課題

- ◆ 令和元年9月の台風では、柏市内で延べ9,416軒が停電したほか、73件の屋根破損、**178件**の倒木が発生した。

### 基本方針

- 過去の台風や竜巻等における被害を踏まえ、関連知識の普及啓発を図る。
- 農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 施策方針

#### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

##### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認するよう住民に周知する。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</li> <li>■ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</li> </ul>
雷注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</li> <li>■ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</li> </ul>
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</li> <li>■ 雷注意報を補完するものであり、発表から1時間の有効時間を設けている。</li> </ul>
竜巻発生確度ナウキャスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（<del>40km</del>-10km 格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。</li> </ul>



## (2) 身を守るための知識

市は、[平詔以下](#)の事柄を住民に広く周知する。

- ・台風などによる気象災害から身を守るためには、事前に正確な気象情報を収集し、屋外及び屋内でできる備えを施したうえで、早めに安全な場所に避難する。
- ・避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全を確保する。

### ア 台風の接近が予想される場合の対策

#### ●屋外の備え

- ・窓や雨戸にしっかり鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく。
- ・飛ばされそうな物の屋内へ退避したり、飛ばないように固定したりする。
- ・自家用車へカバーをかけておく。

#### ●屋内の備え

- ・非常用品（懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池含む)、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ）の用意があるか確認する。
- ・飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。
- ・断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

#### 【竜巻が発生するような、発達した積乱雲の近づく兆し】

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨やひょうが降り出す

### イ 台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋内にいる場合

- ・窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- ・雨戸、シャッターを閉める
- ・1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- ・頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

### ウ 台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋外にいる場合

- ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない
- ・橋や陸橋の下に行かない
- ・水が溜まっている場所を自動車では通らない
- ・近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰に身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- ・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 2 農作物等の風害防止対策

防風林	■ 風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する。
防風垣	■ 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。
多目的防災網	■ ナシ等の果樹から、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐために設置する。

## 3 施設等の風害防止対策

### (1) 送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力パワーグリッド(株)等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

### (2) 看板類の風害対策

強風により飛来または落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民からの危険情報を入手する方法について検討する。

## 第3節 災害に強い体制を整える

### 第4 要配慮者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、こども部、消防局	町会・自治会・区等、民生委員・児童委員、柏市社会福祉協議会、各種福祉団体

#### 1 要配慮者支援体制の構築

##### (4) 要配慮者利用施設の災害計画の確認

市は、要配慮者利用施設の災害計画（避難計画）が地震や火災を中心としたものだけとなっていないか、定期的実施する施設の運営体制等の監査時等に、災害計画の具体的な内容を確認する。

※平成29年6月19日に改正された『水防法』等の改正により、浸水想定区域などに所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

※浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 7-2】

##### (5) 要配慮者利用施設への情報発信

市は、要配慮者施設に対してのメーリングリストを継続して整備し、日ごろから密に連携して災害発生時に確実に情報発信ができるよう体制を整えておく。

#### 3 支援体制の強化

##### (1) 在宅者への対策

防災知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識の普及と、支援者等との顔の見える関係づくりを促進する。</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者それぞれの特性に応じた情報伝達体制の確立に努める。</li> </ul>
避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>避難準備</del>・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の時点で、避難を兼ねた入院を受け入れてもらえるよう、平易平時より医療施設と協議を進める。</li> </ul>

## 第7 帰宅困難者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部	柏警察署、公共交通機関、駅周辺の大規模集客施設

### 施策方針

#### 1 市内における帰宅困難者対策

震災編の定めによるほか、以下の対応を行う。

計画運休への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気象情報等により、鉄道の計画運休が予想される場合は、鉄道事業者と連携して事前確認と連絡を行い対応する。</li> </ul>
----------	---

## 第4節 災害時の相互応援に備える

### 第1 応援・受援体制の構築

担当部局	関係機関
総務部、消防局	応援協定締結自治体、柏警察署

### 施策方針

#### 1 相互応援協定の締結促進

除雪対応等を円滑に進めるために、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結を推進する。

#### 2 応援・受援体制の準備

##### (2) 受援対策

##### [水防]

水防に係る協力応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>応援体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長（水防管理者）は、水防法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。</li> </ul> </li> <li>■ <b>警察への援助要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長（水防管理者）は、水防法第22条により、水防のため水防区域の立ち入り禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。</li> </ul> </li> <li>■ <b>車両の移動等の措置命令、強制措置等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者、警察官及び消防機関等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能である（災害対策基本法第76条の3、76条の6）。市長（水防管理者）は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図る。</li> </ul> </li> </ul>
-----------	---

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 2-1】

## 第3章 応急対策計画

# 第1節 活動体制を整える

## 第1 基本的事項

### 2 配備体制

#### (1) 配備基準

本部(※1)	配備	配備基準	参集体制(※42)
—	注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき</li> <li>■その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ul>	土木・総務各部の職員
警戒本部	警戒 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動配備）</li> </ul>	土木・総務・地域づくり推進・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び当該部が必要とする職員(※23)
	警戒 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ul>	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による(※23)
水防部	水防 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ警戒本部において総務部長が必要と認めるとき</li> <li>■その他、市長が認めるとき</li> </ul>	第3章第1節第12 1 (3) 職員の配備・動員に準ずる
災害対策本部	非常 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市域に局所的災害が発生したとき</li> <li>■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ul>	消防局職員を除く全職員の1 / 6(※34)
	非常 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全市的に災害が発生したとき</li> <li>■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ul>	消防局職員を除く全職員の4 / 6(※34)
	非常 第三 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき</li> <li>■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき</li> </ul>	消防局職員を除く全職員(※34)

※41 本部立ち上げの順序は、災害規模等に応じて変動する。

※2 消防局の参集体制は別に定める。

※2 県3県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）1名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。

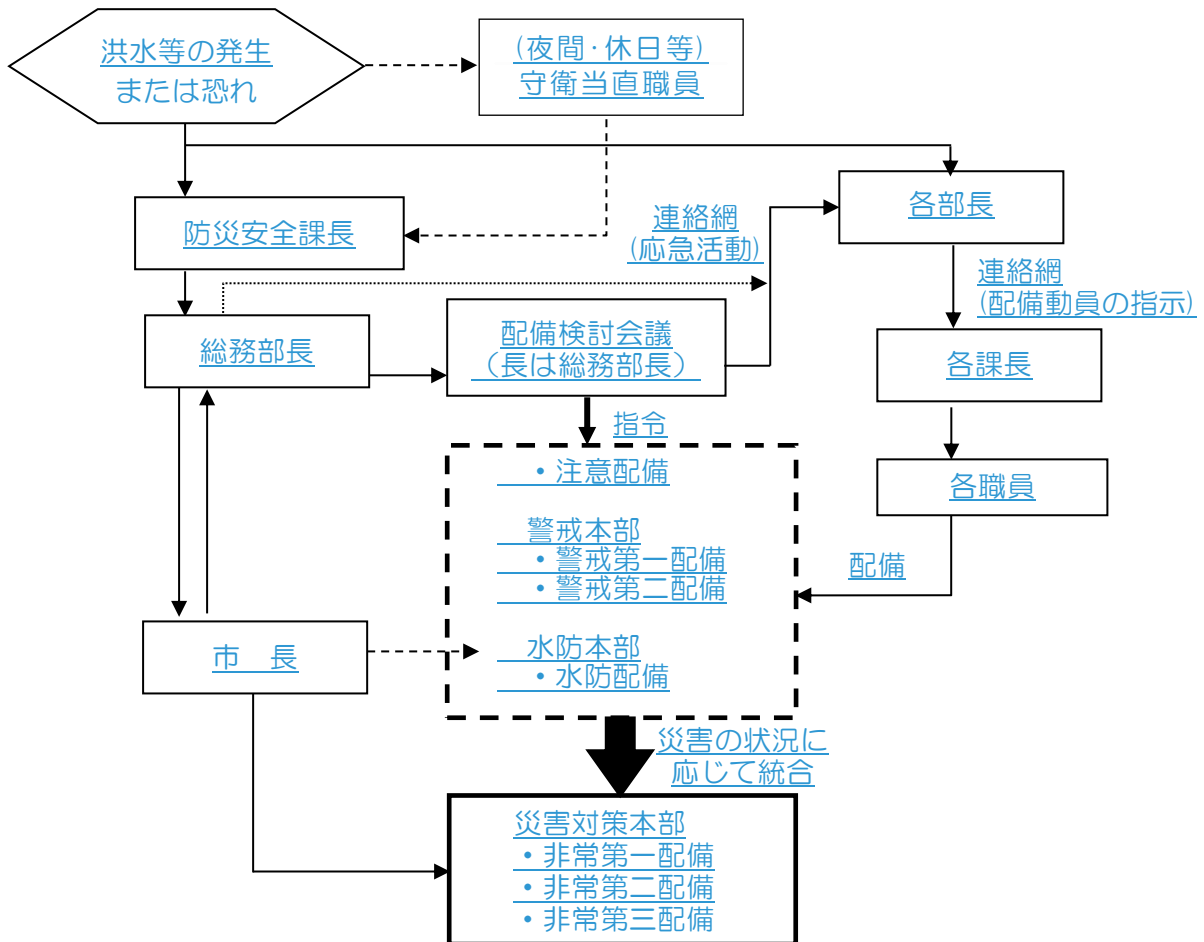
※34 災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・行方不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが追加で1名派遣される。

(2) 配備検討会議

[水防]

ア 配備検討会議の構成開催

総務部長は、水防法第10条から第13条及び第16条に規定する洪水や水防に関する通知、注意報又は警報の発表があったときは、指揮命令系統の迅速に確立することを最優先課題として、防災対策活動の基幹となる部長と配備検討会議を開催する。





## イ 構成等

次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。開催場所は、庁議室等とする。

構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ■ 総務部長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 財政部長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 地域づくり推進部長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 都市部長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 土木部長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 消防局長</li> <li><input type="checkbox"/> ■ その他、災害の規模等により必要と認める部局長</li> </ul>	<p>その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ■ <u>気象状況や被害情報等の収集伝達</u></li> <li><input type="checkbox"/> ■ <u>国・県又は及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達</u></li> <li><input type="checkbox"/> ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討</li> <li><input type="checkbox"/> ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。</li> <li><input type="checkbox"/> ■ その他<u>必要な事項</u></li> </ul>

### (3) 警戒本部体制（警戒配備）

#### ア 警戒本部設置の指令

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総務部長は、配備基準に該当する気象警報の発表、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。</li> <li>■ 総務部長は、配備検討会議での協議事項を踏まえ、副市長を通じて、市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。</li> </ul>
--

## イ 警戒本部の組織

構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総務部長</li> <li>■ 地域づくり推進部長</li> <li>■ 経済産業部長</li> <li>■ 都市部長</li> <li>■ 土木部長</li> </ul> <p>※上記以外の部局は応援待機</p>	<p>その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>気象状況や被害情報等の収集伝達</u></li> <li>■ <u>国・県又は及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達</u></li> <li>■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討</li> <li>■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。</li> <li>■ その他<u>必要な事項</u></li> </ul>

#### (4) 水防配備体制

##### ア 水防配備体制設置の指令

- 水防配備体制指令の実施責任者は、総務部長とし、総務部長が不在の場合は、土木部長とする（以下同じ）。
- 総務部長は、配備検討会議での協議を踏まえ、副市長を通じて市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき水防配備体制を指令する。
- 各部長は、水防配備体制の指令により、あらかじめ定めた職員を配置につけ、水防活動を指揮する。
- 配置についた職員は、上司の指揮に従い、直ちに水防活動を実施する。

#### (5) 夜間・休日等の体制

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、次のような手順により行う。

- 守衛当直職員は、洪水等に関する情報を収受したときは、直ちに防災安全課長に連絡する。また、守衛当直職員は市長その他の職員が登庁するまでの間、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の実施にあたる。
- 消防局指令センターは、洪水等に関する情報を覚知したときは、直ちに守衛当直職員に連絡する。
- 防災安全課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長に連絡する。また、守衛当直職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収受、指令伝達等の災害応急対策の実施にあたる。
- 総務部長が災害情報を収受し、内容により協議の必要を認めたとときは、副市長に連絡するとともに直ちに配備検討会議の開催を招集する。

### 3 災害対策本部体制（非常配備）

※下記以下の事項を除いては、震災編に定めるところによる。

#### (8) 本部の運営等

##### イ 本部事務局

##### (イ) コールセンターの設置

震災編での定めに基づき、災害発生後 3 時間以内にコールセンターを設置することとするが、「警報の発表が予測され、大型の台風の接近が予想される場合または大規模な被害の発生が予測される場合」においては、先行して設置し対応を開始する。

## 第2節 被害を最小限にいくとめる

### 第1 情報収集・伝達

項目	担当部局	関係機関
1 情報連絡体制の構築	※震災編の定めに準じる	※震災編の定めに準じる
2 情報収集・伝達・報告	同上	同上
3 災害時広報	同上	同上
4 気象情報の収集・伝達	総務部、土木部	国、県、報道機関、民間委託会社、防災関係機関

#### 基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

### 4 気象情報の収集・伝達

#### 活動方針

##### (1) 警報等の種類・発表基準

##### ア 気象情報

##### (ア) 定義

##### [水防]

気象庁銚子地方気象台は、異常気象等によって千葉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、[法水防法](#)に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その[定義内容](#)は次のとおりである。

表 気象情報の定義

区分	内 容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意喚起して行う予報
警 報	重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

[水防活動に関連して、気象庁は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めるとき、水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。\(気象業務法第14条の2\)](#)

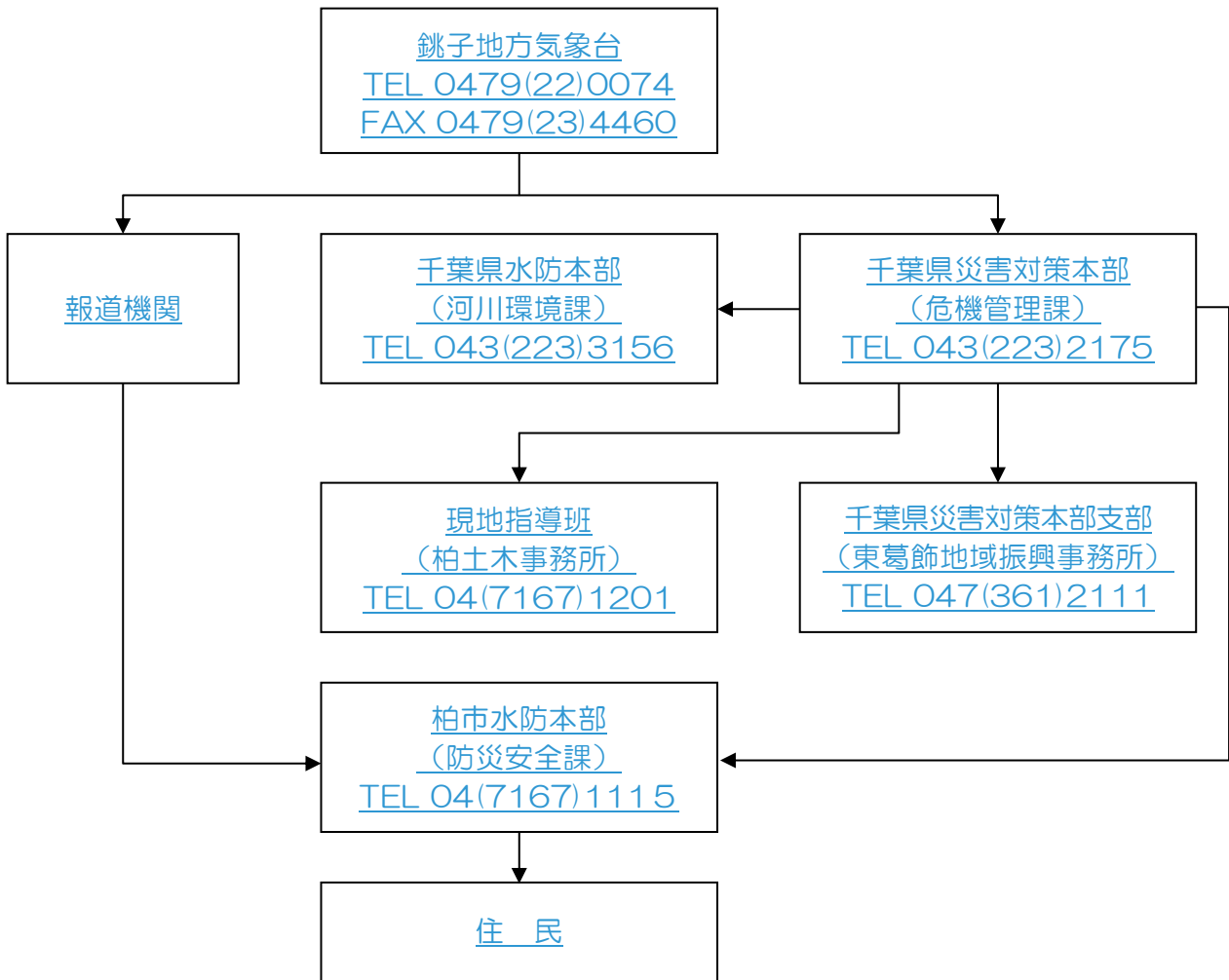
[また、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。\(水防法第10条第1項\)](#)

表 水防活動用予警報

水防活動用 注意報・警報	警報電文	発表基準
水防活動用 気象注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 気象警報	オオアメ	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水注意報		大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水警報	コウスイ	大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害がおこるおそれがあると予想される場合

(1) 銚子地方気象台からの気象情報伝達系統図

[水防]



(9) 種類と発表基準等

気象庁銚子地方気象台が発表する気象情報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

a 気象情報 (注意報・警報) の種類と発表基準……………【資料編 13-3】

—・注意報の基準

—・警報の基準

b 根拠法

種別	根拠とする法律条文
予報、注意報、警報、特別警報	水防法第10条第1項、気象業務法第13条、13条の2、同施行令第4条
水防活動用警報等	気象業務法第14条の2

c 注意報、警報、特別警報文の構成

注意報、警報、特別警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発表年月日時刻、発表官署</li> <li>■ 標題</li> <li>■ 注意警戒文（最も注目すべき事項を、二重括弧で囲み記述する）</li> <li>■ 本文                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域ごとの発表・変更状況</li> <li>・ 特記事項（特に警戒・注意すべき内容が記述される。また、警報への切り替えの可能性を述べることもある）</li> <li>・ 量的な予測</li> <li>・ 付加事項（現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述する）</li> </ul> </li> </ul>
---

(4) 発表の要領等

- a 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、警報、特別警報の種類を併記して行う。
- b 災害に対する注意や警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報、特別警報は解除される。  
 なお、既に発表されている注意報、警報、特別警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報、特別警報を発表して、切り替えることになっている。2つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。
- c 警報、注意報、特別警報の内容を補完して「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」といった気象情報を発表することがある。

(5) 記録的短時間大雨情報

防災機関がより嚴重な警戒、対応が必要になることを知らせるため、大雨警報を発表中に数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨（1時間に~~400mm~~100mm以上）を観測（もしくは解析）した場合に、そのときの雨が尋常でないことを伝えるために発表する。

(6)

**(カ) 土砂災害警戒情報**

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難**勧告指示**等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で市町村単位に発表するものである。

a 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とされないことに留意する。

b 発表基準等

(a) 発表

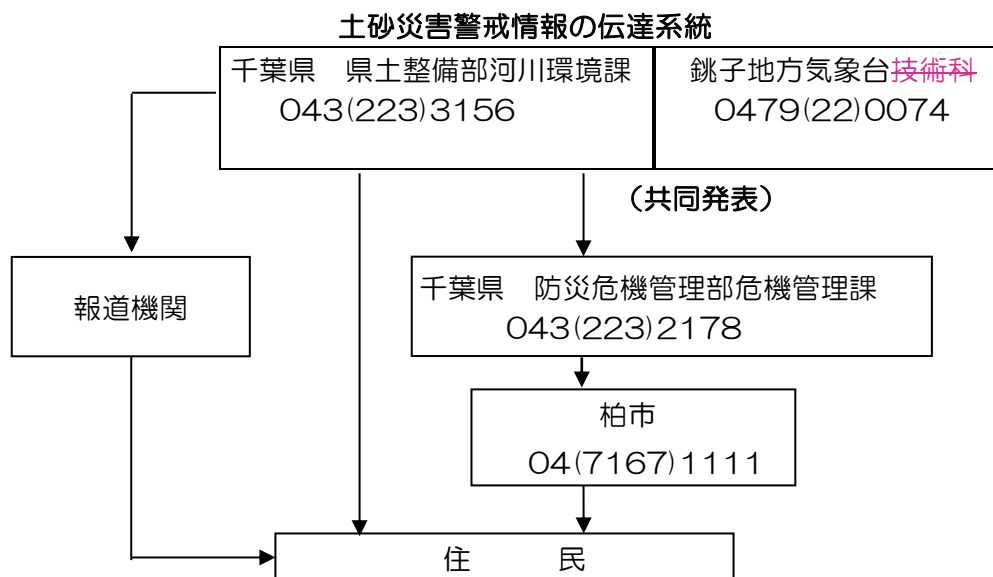
大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。また、より嚴重な警戒を呼びかける必要が認められた場合や土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要がある場合。

(b) 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

c 根拠法

種別	根拠とする法律条文
土砂災害警戒情報	災害対策基本法第 55 条、気象業務法第 11 条



イ 水防警報等（利根川（国土交通大臣・県知事が実施）

[水防]

水防警報及び洪水予報は、法の規定に基づいて、利根川を所管する国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表するものである。

国土交通大臣又は県知事は、水防法第16条の規定により、各々が指定した河川、湖沼などについて洪水等により災害が発生するおそれがあるときは、水防を行う必要がある旨を、関係水防管理者等に警告する。

(7) 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する水防警報等の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

a 水防警報等の種類と発表基準

※ 水防警報の種類、内容及び発表基準……………【資料編 13-4】

※ ~~洪水予報の発表……………【資料編 13-5】~~

b 根拠法

<del>種別</del>	<del>根拠とする法律条文</del>
水防活動用警報等	気象業務法第14条の2
洪水予報、水防警報	水防法第10条

ウ

(1) 基準水位観測所及び水防警戒区域

[水防]

a 基準水位観測所

単位：m

河川名	基準水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2000	5000	7100	7700	7940
利根川	押付	茨城県北相馬郡利根町押付	3100	5750	7100	7800	8030
手賀川	新曙橋	柏市曙橋	2400	2600	3500	3750	—
利根運河	野田	野田市中野台	4600	6300	8400	9000	9341

※1 水防団待機水位…各水防機関が水防活動に対して準備をする水位

※2 氾濫注意水位…水害に備え各水防機関が出勤し、警戒にあたり、また、河川の氾濫の発生に注意を求める水位

※3 避難判断水位…河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位

※4 氾濫危険水位…本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位

※5 計画高水位…川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

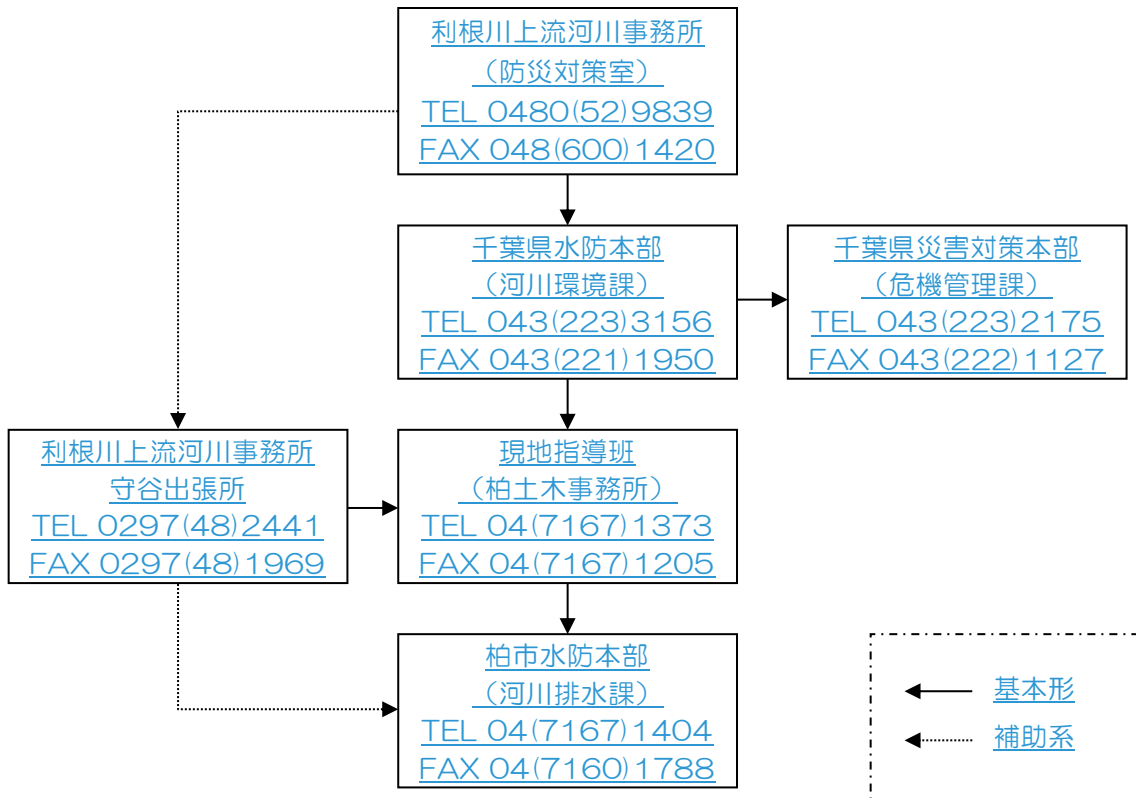


b 水防警報区域 [水防]

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域	発表者
利根川	芽吹橋	(右岸) 自 野田市関宿三軒家字稻荷耕地231番地先 至 我孫子市青山字中新畑1646番1地先	利根川上流河川事務所
利根川	押付	(右岸) 自 印西市木下 至 印西市平岡	利根川下流河川事務所
手賀川	新曙橋	自 手賀沼からの流出点 至 利根川合流点	利根川下流河川事務所
利根運河	野田	(左・右岸) 自 幹川分派点 至 江戸川合流点	江戸川河川事務所

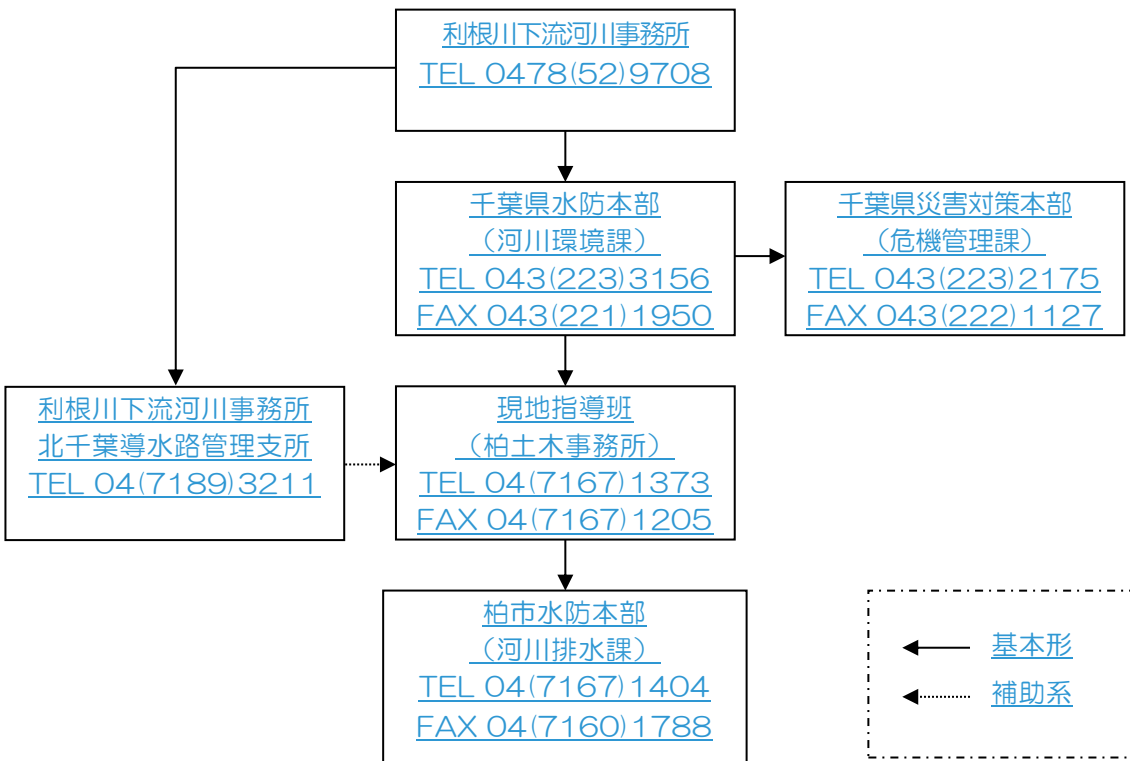
(ウ) 水防警報伝達系統図 [水防]

a 利根川上流河川事務所管理区間



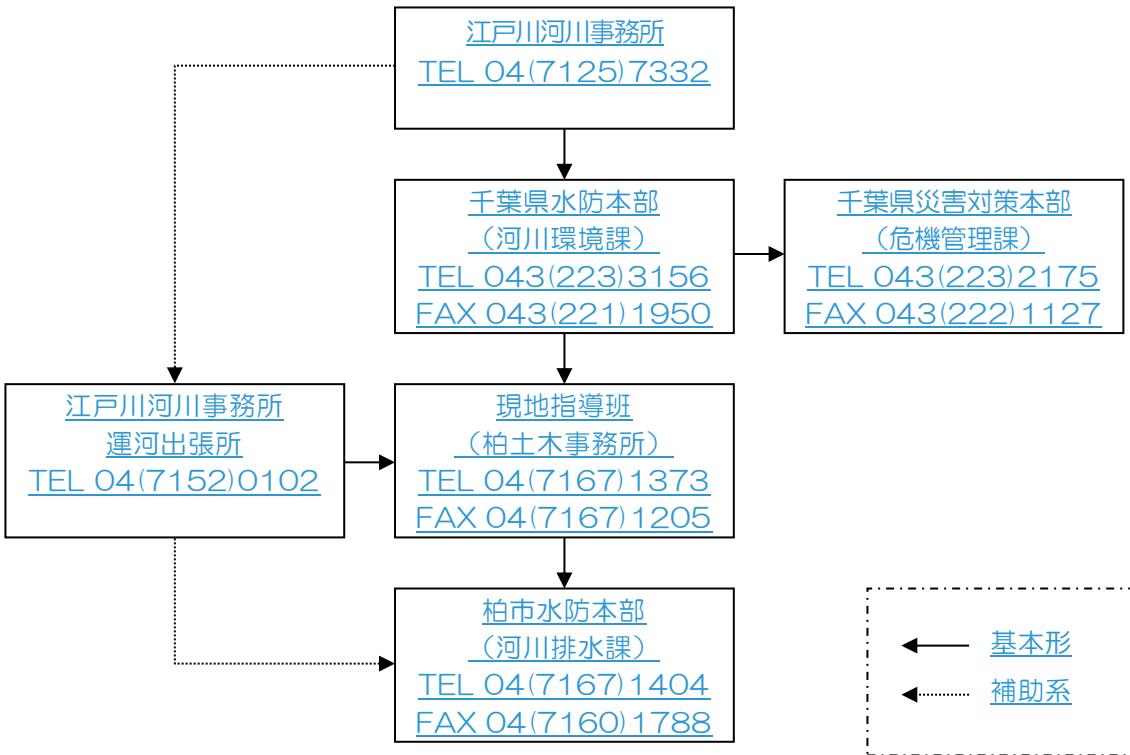
b 利根川下流河川事務所管理区間

[水防]



c 江戸川河川事務所管理区間

[水防]



ウ 洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官が共同で実施）

(7) 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する洪水予報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

a 洪水予報の種類と発表基準……………【資料編 13-5】

b 根拠法

種別	根拠とする法律条文
洪水予報	水防法第 10、11 条、気象業務法第 14 条の 2

(i) 本市における洪水予報の関係河川 [水防]

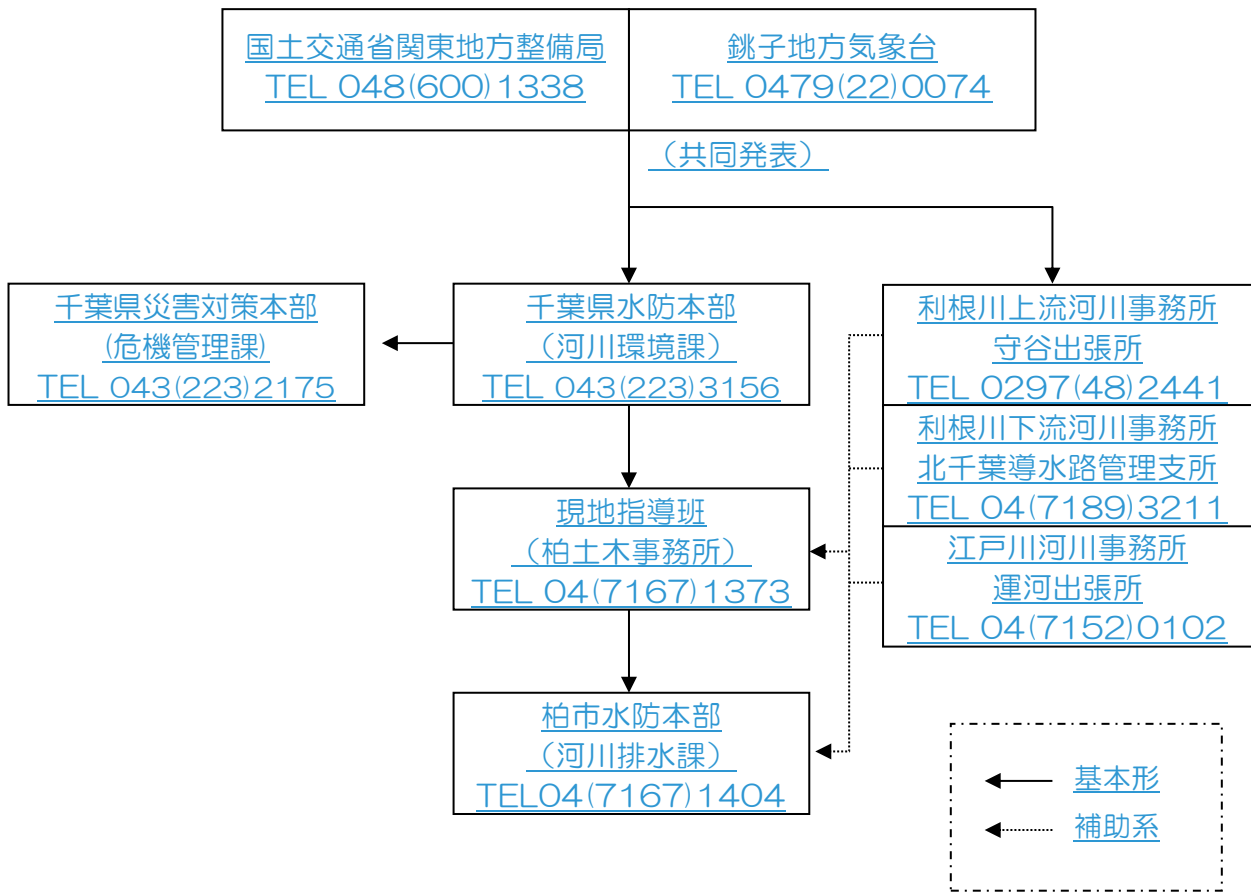
河川名	実施区域	予報地点
利根川 (中流部)	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで 右岸 江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作283番2地先まで	芽吹橋 押付

(ii) 洪水予報の伝達系統 [水防]

伝達相当官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 中流部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県水防本部 指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 NTT線 Eメール

(I) 利根川上流・下流、江戸川洪水予報伝達系統図

[水防]



工 水位情報の通知及び周知（国土交通大臣が実施）

[水防]

国土交通省関東地方整備局が県知事に対して水位情報を周知する河川及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

(ア) 水位情報を通知及び周知する河川

河川名	基準地点	所在地	零点高	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)
手賀川	新曙橋	千葉県 柏市曙橋	YP+0.000	2.40	2.60	3.50	3.75
利根運河	野田	千葉県 野田市 中野台	YP+3.500	4.60	6.30	8.40	9.00

河川名	水位情報周知区間 (上段:左岸、下段:右岸)			発表者	伝達者	受報者
	基点	～	終点			
手賀川	手賀沼からの 流出点	～	利根川合流点	利根川下流 河川事務所長	利根川下流 洪水対策支部	千葉県 水防本部
利根運河	幹川分派点	～	江戸川合流点	江戸川河川 事務所長	江戸川洪水 対策支部	千葉県 水防本部

(イ) 根拠法

種別	根拠とする法律条文
水位情報の通知及び周知	水防法第13条

## オ 火災警報

火災警報は、気象庁銚子地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況及び柏市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報で、その発令及び解除の基準は以下のとおりである。

表 火災警報の発令及び解除基準

区分	発令基準
発令	1 実効湿度 60%以下であって最小湿度が 40%以下になり最大風速が 7m/s を超える見込みのとき 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続に吹く見込みのとき
解除	おおむね平常に復したと市長が認めたとき

### (2) 警報等の伝達系統及び方法

気象情報等の受領伝達は、総務部防災安全課長が担当する。防災安全課長総務部は、必要と認める場合は、速やかに総務部長を通じて、市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

河川氾濫時においては、下流側の組織や住民が、上流側の組織や住民の情報を得ることができるよう、情報共有や連携に留意した通信を行う。

なお、火災警報信号・水防信号は「[本項\(4\) 異常現象発見時の通報](#)」に示す図のとおりである。

### ア 雨量及び水位の観測・報告（総務部が実施）

[水防]

総務部は、気象状況により河川流域に相当の降雨があるものと認めるときは、本市気象情報収集システム及び各防災・気象関係機関による気象情報（後述の(3)気象情報の収集・伝達）を確認し、常に適切な情報の把握に努める。

### イ 水位の観測・報告

[水防]

総務部は、気象状況により河川流域に相当の降雨があるものと認めるときは、基準水位観測所による水位情報を確認し、常に適切な情報の把握に努めなければならない。

また、土木部及び消防局は、気象状況により洪水のおそれ又は越流堤から田中調節池内へ流入するおそれを察知したとき、もしくは越流堤から田中調節池内へ流入を察知したときは、その後の水位変動を監視し、水防団待機水位に達したときから次のとおり、随時、総務部に報告しなければならない。

(ア) 水防団待機水位（通報水位）に達した時よりこの水位に下がるまでの間

(イ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ウ) 最高水位とそれに達したとき

(エ) 氾濫注意水位（警戒水位）に下がったとき

(f) 水防団待機水位（通報水位）に下がったとき

ウ 基準水位観測所 [水防]

(7) 基準水位観測所（国土交通省）

「前項(1)イ(イ) a 基準水位観測所」のとおり。

(i) 千葉県水防テレメータ

河川名	局名	設置場所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	2.40m	2.60m	2.80m	3.81m	雨量観測局 併設
手賀沼	北柏	柏市柏下1番地先	—	—	—	—	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田130-4	—	—	—	—	
大津川	中之橋	柏市大井2-9地先	—	—	—	4.58m	

(g) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を市長（水防管理者）等、関係機関等に速やかに周知すること。

エ 情報伝達

(7) 伝達目安 ※夜間等状況に応じて情報伝達することとする。

伝達手段	避難準備・ 高齢者等 避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	避難指示 (警戒レベル4)	
			○	⊖
1 防災行政無線	○		○	⊖
2 柏市ホームページ	○		○	⊖
3 かしわメール配信サービス	○		○	⊖
4 柏市公式Twitter	○		○	⊖
5 防災アプリ	○		○	⊖
6 広報車	○		○	⊖
7 消防団	○		○	⊖
8 テレビ	○		○	⊖
9 指定区域内住民への電話 (町会長を通じた場合も含む)		⊖	⊖	⊖
10 直接訪問			⊖	⊖
11 緊急速報メール			○	⊖
9		○		

(1) 手段と内容

	伝達手段	内容	注意事項
1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られる <u>また、対象地域を限定した情報伝達ができない</u>
2	柏市ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
3	かしわメール配信サービス	登録者に対し、一斉に情報を発信する	パソコン・携帯電話利用者等に限られる
4	柏市公式Twitter	ツイッター利用者に対し、一斉に情報発信する	同上
5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する。	同上
6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合がある。アクセスルートの確認も必要
7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上
8	テレビ	NHK、千葉テレビ、JCOM等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い
9	指定区域内住民への電話（町会長を通じた場合も含む）	主砂災害警戒区域内の住民に直接連絡する	同時に複数の相手に連絡することが出来ないため、町会長等の代表者に連絡する体制を確認
10	直接訪問	主砂災害警戒区域内住民宅に訪問する	外に出ること自体が危険な場合がある
11 9	緊急速報メール	屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）する	住民以外でも当該エリアに居合わせた人にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意

(3) 気象情報の収集・伝達

応急対策を実施するため、市が必要とする気象情報等の収集については、次のとおり行う。  
なお、伝達については他の気象警報等に準じて行うものとする。

ア 気象庁・気象庁銚子地方気象台からの情報

[水防]

近年の気象災害の多発をふまえ、市町村等が行う避難勧告指示等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報をインターネットによる電子メール及び防災専用についてホームページから情報提供を受ける。

- あなたの町の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>
- 気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- アメダス <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- 銚子地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/choshi/>





## イ 国土交通省からの情報

[水防]

市区町村の水防や避難勧告指示等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、**市町村向け**「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。

●PCサイト <http://city.river.go.jp/>(市町村向け：ID・PW 必要)

●PCサイト <http://www.river.go.jp/>(一般の方向け)

## ウ 千葉県からの情報

[水防]

### (ア) 水防本部職員専用情報

●PCサイト「雨量水位観測情報」<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/>(ID・PW 必要)

●PCサイト「土砂災害警戒情報システム」

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/staff/inside/index.html> (ID・PW 必要)

### (イ) 一般向け「雨量水位観測情報」、「気象注警報」

●PC版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

●携帯電話版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/mobile/>

## エ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

●<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

## オ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

●<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

## カ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生危険度の高まりを地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

●<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

## キ 民間委託による気象情報

市域の地域的气象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を民間気象会社に委託し、市が防災対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

~~—なお、その端末機器は、総務部防災安全課及び消防局警防課内におき、防災安全課が管理する。~~

**(4) 異常現象発見時の通報**

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から情報を受けた警察官から通報を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに最寄りの県の出先機関、柏警察署及び銚子地方气象台、その他の関係機関に通報する。通報すべき異常現象は次のとおりである。

~~(1)~~ ●著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強い降雹等）

~~(2)~~ ●気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象（例えば、数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震）

**表**  
**ア 火災警報信号**

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号	その他の信号
火災警報信号	火災警報 発令信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (1点と4点のらん打)	約30秒 ○ —△—○ — 約6秒	掲示板 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">火災警報 発令中</div> 吹流し旗
	火災警報 解除信号	○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○ (1点2個と2点のらん打)	約10秒 約1分 ○ —△—○ — 約3秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し旗の降下

**表**

**イ 水防信号**

**[水防]**

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○ (1点)	約15秒 約15秒 約5秒○— —約5秒○— ——休止 ○—休止 ——約5秒
水防団員出動	○-○-○ ○-○-○ (3点)	約6秒 約6秒 約5秒○— —約5秒○— ——休止 ○—休止 ——約5秒
居住者の出動	○-○-○-○ ○-○-○-○ (4点)	約5秒 約5秒 約10秒○— —約10秒○— ——休止 ○—休止



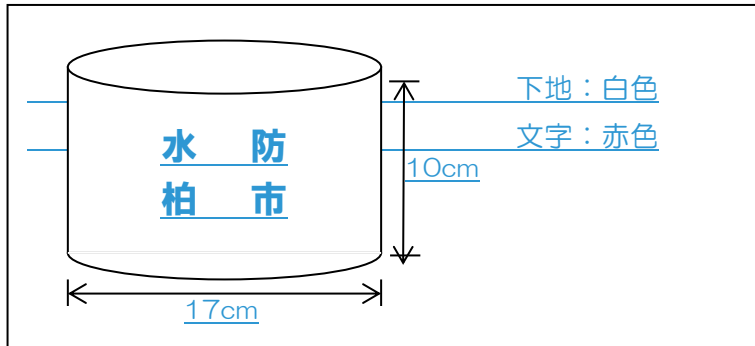
ウ 水防標識

[水防]

水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

(7) 水防要員の標識

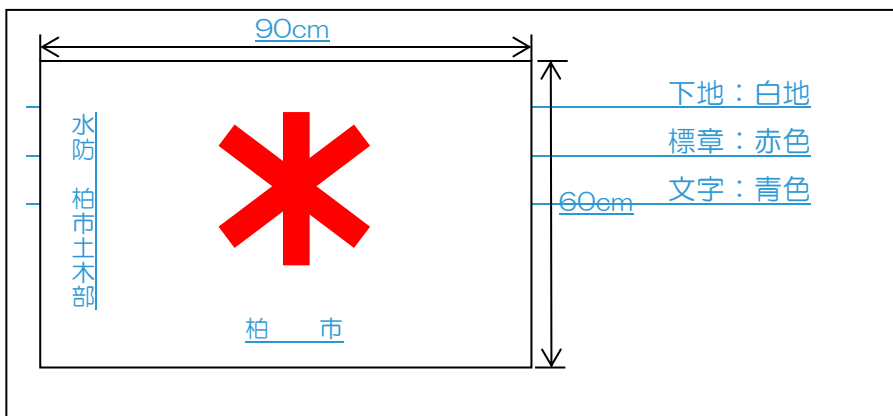
左腕に次の標識をつけるものとする。



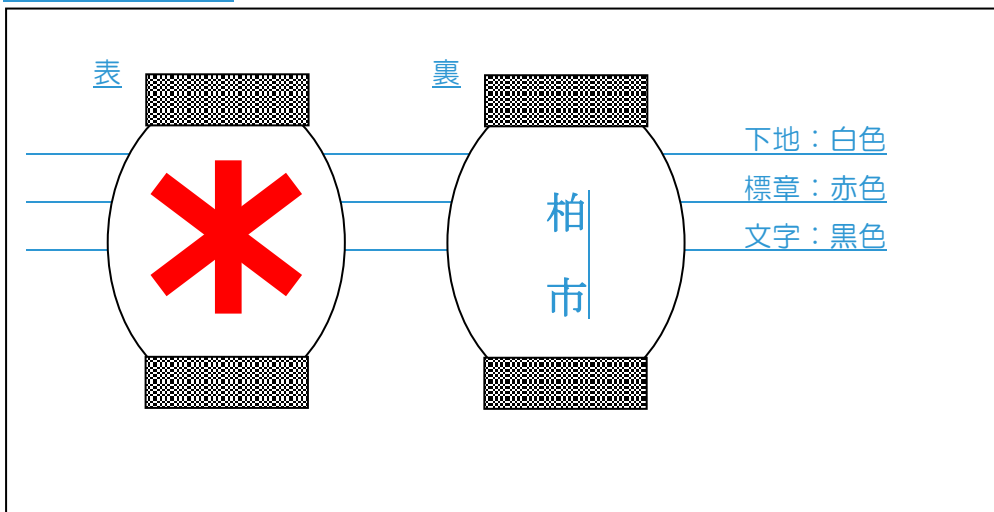
(1) 水防本部の標識

昼間は標旗（下図 a）を掲げ、夜間は提灯（下図 b）を掲げることとする。

a 屯所標識



b 標灯（夜間）



工 緊急自動車優先通行標識

[水防]

水防用緊急自動車として使用する車は、道路交通法施行令第13条の規定によりあらかじめ千葉県公安委員会の指定を受け、標識・サイレン等の設備を設置することとする。

## 第6 避難対策

項目	担当部局	関係機関
1 避難情報発令・警戒区域設定	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2 立入禁止・制限、退去命令	総務部、土木部、消防局	消防団、柏警察署
3 避難情報発令の判断基準	総務部、都市部、土木部、消防局	
2 4 避難所開設・運営	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）
5 要配慮者利用施設の避難体制の確保	総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、こども部、消防局、生涯学習部、学校教育部	要配慮者利用施設
6 避難所の閉鎖条件	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

### 基本方針

- 避難情報を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底する。
- 休日・夜間の避難所開設は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。

## 1 避難情報

### 活動目標方針

4時間以内	<del>①危険状況を把握し、被害を予測する。</del> <del>②避難情報を発令する。</del> <del>③警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命ずる。</del>
-------	---

市は、危険状況を把握し、被害を予測する。また、状況に応じ、避難情報の発令、警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命じる。

#### 【発令する避難情報】

- ~~避難準備・高齢者等避難開始~~（警戒レベル3）…土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難の準備が整い次第、避難を開始する。特に高齢者等は速やかに避難する。
- ~~避難勧告指示~~（警戒レベル4）…危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。
- ~~避難指示（緊急）~~（警戒レベル4）…道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。

### 活動方針

#### (1) 避難者の誘導

##### ア 避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、各地域の浸水状況も発信しつつ、災害の発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるとともに、要配慮者への配慮を徹底する。避難行動が実施される段階において、消防団は、避難の呼びかけや巡回を行う。



## イ 避難誘導

災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

### (ア) 在宅者等

消防団、消防局、警察官、~~町会・自治会・区等が協力して、組織的に避難を誘導する。~~  
~~その際、避難行動要支援者名簿（K-Net）に基づき、安否確認や避難所への誘導を支援する。~~

### (イ) 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

## (2) 避難情報

### ア 避難情報の発令または解除の実施者

実施者	要件	根拠法規	報告先
<del>市</del> 市長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	東葛飾地域振興柏土木事務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法執行法第4条	警察署長
市長（水防管理者） <del>（市長）</del>	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法等防止法第25条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条	総務部長

## イ 避難情報の内容

- |  |
|--|
| ① 避難対象地区（町丁名、施設名等）<br>② 理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）<br>③ 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）<br>④ その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等） |
|--|

## ウ 避難情報の解除

当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難情報の解

除を行う。

## 2 立入禁止・制限、退去命令 [水防]

### (1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要が認められるときは、警戒区域を設定するし、関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止もしくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：市長（本部長（~~市長~~）、消防職員、警察官（※）、水防団員

○水防上緊急の必要がある地域

○崩壊危険のある大規模建物周辺地域

○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域

○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域

○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域

○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

※水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

### (2) 避難のための立退き

水防法第 29 条に基づき、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）、その命を受けた水防本部構成員は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

市長（水防管理者）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

## 3 避難情報発令の判断基準

### (1) 洪水

本市では、利根川、利根運河、手賀沼及び手賀川の3河川が、氾濫した場合に浸水の想定される区域が浸水想定区域として指定されている。

浸水想定区域における避難情報の発令は以下の基準を参考に、気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することを基本とするが、事態が切迫した場合は、浸水想定区域の浸水の深さも参考に堅牢な建物の可能な限り上階に一時的に避難することも考慮する。

ア 利根川（田中調節池・基準水位観測所 芽吹橋）

避難~~勧告指示~~等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。なお、利根川右岸92.0～93.5km付近（柏市花野井～大室 重要水防箇所 Aランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

大青田、大室、大室2丁目、大室3丁目、小青田、小青田3丁目、小青田4丁目、小青田5丁目、根戸、花野井、布施、布施新町1丁目、布施新町2丁目、布施新町3丁目、布施新町4丁目、船戸、船戸1丁目、船戸2丁目、船戸3丁目、弁天下、上利根、新利根、布施下

種 類	内 容	基 準（各対象地区前の堤防）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の危険な場所から高齢者等は全員避難の開始</li> <li>■ <del>避難勧告（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</del>■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 田中調節池周囲堤池内の水位が上端から4.0m3.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難 <del>勧告指示</del> （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民がな場所から全員避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 田中調節池周囲堤池内の水位が上端から3.0m4.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき</li> <li>■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
<del>避難指示（緊急）</del> <del>（警戒レベル4）</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>危険の切迫性があり緊急的に避難すること</del></li> <li>■ <del>すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>田中調節池周囲堤の水位が上端から2.5mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき</del></li> <li>■ <del>堤防の決壊を確認したとき</del></li> <li>■ <del>河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</del></li> <li>■ <del>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</del></li> </ul>

イ 利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い 基準水位観測所 押付）

・浸水想定区域

堤防決壊地点については河口より76.0km 利根川右岸（我孫子市布佐付近）を想定し、浸水想定区域を定めている。

【対象地区1】

千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷺野谷、鷺野谷新田

種類	内容	基準（押付観測所）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の危険な場所から高齢者等は全員避難の開始</li> <li>■ <del>避難勧告（警戒レベル4）</del>・<del>避難指示（緊急）（警戒レベル4）</del>が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</li> <li>■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難判断水位（7.10m）を超過し、氾濫危険水位（7.80m）の超過が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告指示 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民がな場所から全員避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 氾濫危険水位（7.80m）を超過したとき</li> <li>■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
<del>避難指示（緊急）（警戒レベル4）</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>危険の切迫性があり緊急的に避難すること</del></li> <li>■ <del>すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>堤防決壊想定地点付近で大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</del></li> <li>■ <del>堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認したとき</del></li> <li>■ <del>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</del></li> </ul>

【対象地区2】

柳戸、泉（金山落）、金山、藤ヶ谷、若白毛、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、柏、柏下、戸張、戸張新田、北柏1～5丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ヶ崎、松ヶ崎新田、高田、篠籠田、あけぼの3、5丁目、東柏2丁目、名戸ヶ谷、増尾、藤心、塚崎、高柳

種類	内容	基準（堤防決壊想定地点）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の危険な場所から高齢者等は全員避難</li> <li>■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の開始</li> <li>■ 避難勧告・指示（緊急）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる行動を見合わせ始め、避難の準備をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3時間後に浸水が予想されるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告指示 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民がな場所から全員避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2時間後に浸水が予想されるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険の切迫性があり緊急に避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、浸水が1時間後に予想されるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>

※浸水時間については、利根川下流河川事務所の洪水浸水想定区域図

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/tonege00450.html>）を参考とする

・参考にする水位観測所

—— 県水防テレメータ（テレメータ（基準水位観測所）

河川名	局名	設置場所	水防母待機水位	汭監視注意水位	汭監視危険水位	計画高水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	2.40m	2.60m	2.80m	3.81m	雨量観測局併設
手賀沼	北柏	柏市柏下1番地先	=	=	=	2.75m	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田130-4	=	=	=	2.75m	
大津川	中之橋	柏市大井2-9地先	=	=	=	3.75m	

「風水害等編 第2節 第1 4 (2) ウ (イ) 千葉県水防テレメータ」のとおり。



ウ 利根運河（基準水位観測所 野田）

【対象地区】 大青田、船戸、船戸山高野

種 類	内 容	基準（野田観測所）
<p>避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>要配慮者の危険な場所から高齢者等は全員避難の開始</u></li> <li>■ <del>避難勧告（警戒レベル4）</del>・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</li> <li>■ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
<p><del>避難勧告</del> <del>（警戒レベル4）</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>危険区域の住民が避難すること</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>避難判断水位（8.40m）に到達したとき</del></li> <li>■ <del>河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき</del></li> <li>■ <del>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</del></li> </ul>
<p><del>避難指示（緊急）</del> （警戒レベル4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>危険の切迫性があり緊急的にな場所から全員避難すること</u></li> <li>■ <del>すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>避難判断水位（8.40m）を超過し、氾濫の危険が高まったに到達したとき</u></li> <li>■ <del>堤防の決壊を確認したとき</del></li> <li>■ <u>河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき</u></li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>



工 手賀沼及び手賀川（基準水位観測所 新曙橋）

【対象地区】

手賀沼（以下18地域）柏下、柏中村下、戸張、戸張新田、泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目、染井入新田

手賀川（以下9地域）片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋

種 類	内 容	基準（新曙橋観測所）
避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者の危険な場所から高齢者等は全員避難の開始</li> <li>■ <del>避難勧告（警戒レベル4）・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる</del></li> <li>■ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
避難勧告指示（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険区域の住民がな場所から全員避難すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき</li> <li>■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき</li> <li>■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき</li> </ul>
<del>避難指示（緊急）（警戒レベル4）</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>危険の切迫性があり緊急的に避難すること</del></li> <li>■ <del>すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <del>新曙橋観測所の水位が氾濫危険水位（3.75m）に到達し、氾濫の危険が高まったとき</del></li> <li>■ <del>堤防の決壊を確認したとき</del></li> <li>■ <del>河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき</del></li> <li>■ <del>その他市長（本部長）が必要と認めるとき</del></li> </ul>

(2) 土砂災害

災害時における避難勧告（警戒レベル4）や避難指示（緊急）（警戒レベル4）の発令は以下の基準を参考に、気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告、土砂災害の前兆現象、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて総合的に判断して発令する。

ア 避難勧告指示等の判断基準

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所

(以下「警戒区域等」という。)は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難~~警告指示~~等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難~~警告指示~~等は、以下の今後の気象予測(フロー1)や土砂災害危険箇所の巡回情報等(フロー2)からの報告及び基準の目安(フロー3)を含めて、総合的に判断して発令する。

※ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設……………【資料編 7-2】

●避難~~警告指示~~等判断フロー1

分類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準*		
		前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm~100mmあった場合	前日までの降雨がない0mm~40mmの場合
避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	24時間雨量が100mmを超えた時
避難 <del>警告指示</del> (警戒レベル4)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時
避難 <del>指示</del> (緊急)安全確保(警戒レベル4.5)	近隣市内で土砂災害が発生又は災害発生の危険が切迫している時			

\*：昭和44年消防庁通知「土砂災害警戒形態をとる場合の基準雨量例」参照

●避難~~警告指示~~等判断フロー2

発生	げけ崩れの前兆現象	発生までの時間目安	程度
発生高齢者等避難(警戒レベル)	避難 <del>指示</del> (緊急) - (警戒レベル4) □ 湧水量の増加 □ 表面流発生	避難 <del>警告</del> - (警戒レベル4) 2~3時	避難準備・高齢者等避難開始

3)		間前	-(警戒レベル3)切迫性がやや小
がけ崩れ避難指示 (警戒レベル4)	<input type="checkbox"/> 視覚【1～2時間前】 <input type="checkbox"/> 小石がばらばら落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り  【発生直前】(以下と同様) <input type="checkbox"/> 湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り	<input type="checkbox"/> 小石がばらばら落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水1～2時間前または発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り直前	<input type="checkbox"/> 湧水量の増加 <input type="checkbox"/> 表面流発生 切迫性が大きい
程度緊急安全確保 (警戒レベル5)	切迫性が極めて大 <input type="checkbox"/> 湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り	切迫性が大発生直前	切迫性がやや小非常に大きい

※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。

※がけ崩れの前兆現象は、時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

●避難**勧告指示**等判断フロー3

分類	該当内容	発令時の役割
<p><b>避難準備</b> 高齢者等避難<b>開始</b> (警戒レベル3)</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合は、<b>避難準備</b>・高齢者等避難<b>開始</b>（警戒レベル3）を発令する目安とする。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信</li> <li>・関係部署に報告</li> </ul> <p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> <li>【都市部・土木部・消防</li> <li>・現場活動</li> </ul> <p>（状況に応じて）</p>
<p>避難<b>勧告指示</b> (警戒レベル4)</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合は、<b>避難勧告指示</b>（警戒レベル4）を発令する目安とする。</p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信</li> <li>・関係部署に報告</li> </ul> <p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> <li>【都市部・土木部・消防</li> <li>・現場活動</li> </ul> <p>（状況に応じて）</p>
<p><del>避難指示</del> <del>（緊急）</del> <b>安全確保</b> (警戒レベル<b>4</b> <b>5</b>)</p>	<p><del>1～5のいずれか1つ</del>次に該当する場合は、<del>避難指示</del> <del>（緊急）</del> <b>安全確保</b>（警戒レベル<b>4</b><b>5</b>）を発令する目安とする。</p> <p><del>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</del></p> <p><del>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</del></p> <p><del>3：土砂災害が発生した場合</del></p> <p><del>4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</del></p> <p><del>5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</del> <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき</u></p>	<p>【防災安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信</li> <li>・関係部署に報告</li> </ul> <p>【全部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> <li>【都市部・土木部・消防</li> <li>・現場活動</li> </ul> <p>（状況に応じて）</p>

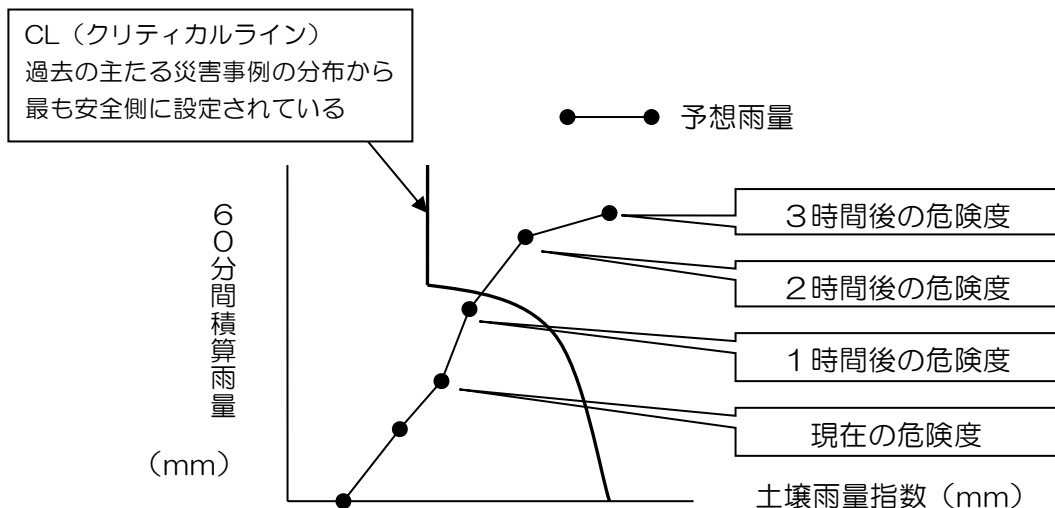
解除 条件	①土砂災害警戒情報又は各種警報が解除され、②現地調査の結果や銚子地方气象台、 柏土木事務所等専門的知見を有する機関の助言を参考に総合的に判断する。
----------	--

イ 発令時の状況と住民に求める行動

種 類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。</li> <li>■ 上記以外のものは避難準備を開始する。</li> </ul>
避難勧告指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階で人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> <li>■ <u>危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。</li> <li>■ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。</li> </ul>
避難指示（緊急） 安全確保 (警戒レベル4-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>危険の切迫性既に災害があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断されたしているか切迫している状況又は人的被害。</u></li> <li>■ <u>既に安全な避難ができず、命が発生した危険な状況。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>すでに既に避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。</u></li> <li>■ 避難中の住民場合は<u>确实安全な施設へ緊急的な避難行動を完了する。避難が困難な者は屋内のより安全な部屋等へ避難（上階への垂直避難や崖側から離れるなど）。</u></li> </ul>

<土砂災害警戒情報の発表基準>

土砂災害警戒情報は大雨により、土砂災害発生のおそれがあるときに防災情報として、県と銚子地方気象台が共同で発表する。2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL（クリティカルライン））を超過するときや、実況でCLを超過するとき発表される。



なお、市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定状況に基づき策定した「情報に関するガイドライン」の改定の都度、避難勧告等判断基準・伝達マニュアル（土砂災害）（平成27年6月策定）の修正が必要となった場合は、その都度の修正を行う。

また、平常時から、土砂災害警戒区域等に該当する町会・自治会・区等の地域団体と連携を図りながら、避難経路の確認、防災訓練の実施及び災害時の情報の伝達方法などの対策について推進するものとする。

土砂災害の発生が予見される又は発生した場合には、土砂災害警戒区域のある（隣接する）13コミュニティエリアの近隣センター及び富勢中、手賀東小、沼南高柳高の16箇所を初動開設し、災害の規模に応じて段階的に他避難所を開設していくこととする。

※ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧……………【資料編 8-1】

## 4 避難所開設・運営

### 活動方針

市職員等は、避難所の開設・運営を行う。ここでの避難所開設は短期間（1～3日程度）を想定する。

なお、被害状況により、避難が長期化する場合は震災編に定めるところによる。

※避難所の開設・運営に係る職員は、担当部局職員を基本とし、状況に応じ地区災害対策本部員として指名された職員やその他の職員を配備するものとする。

#### (1) 避難所開設の基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難情報の発令又は警戒区域の設定を実施した場合</li> <li>■ 災害の状況により避難が必要な場合</li> </ul> |
|---|

※想定される避難者数から避難所開設数や開設する避難所を決定する。

#### (2) 避難所の開設

##### ア 安全確認・スペース設定

(ア) 市職員等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

(イ) 感染症の感染拡大を防ぐため、居住スペースでは、個人若しくは家族間の距離を確保する。

##### イ 防災資機材の準備

(ア) 電気・ガス、水道、電話、トイレ、インターネット環境を確認する。

(イ) 停電している場合は、懐中電灯（乾電池）を用意し、夜間活動に備える。

(ウ) ライフラインの被害状況に応じて、発電機、ガソリン、投光器、非常用トイレ袋を用意する。また、毛布、暖房器具（季節に応じて）、食糧、飲料水を準備する。

(エ) 感染症の感染拡大を防ぐため、マスク、非接触型温度計、接触型体温計、消毒液を用意し、避難所内には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内を掲示する。

### (3) 避難者の受け入れ

#### ア 避難者の誘導

- (7) 市職員は、健康状態の良好な避難者と、健康状態がすぐれない避難者の動線及び居住スペースを分ける。
- (イ) 安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。

#### イ 負傷者対応

負傷者が出た場合は119番通報を行う。

#### ウ 幅広いニーズへの配慮

要配慮者を優先し、温かい所やトイレに近い所、和室等を割り当てる。  
駅前等、不特定多数の避難者がいる場合やスペースが飽和状態の場合は、男女別とする。

#### エ 車での避難者への対応

財産保護の観点から自家用車で避難所に移動する事態に備え、駐車スペースの確保に努める。

#### オ 避難者への情報提供

必要に応じ、掲示板や放送設備等を利用し、災害状況、交通状況等の最新情報を提供する。この場合、障害者にも正しく情報を提供する。

### (4) 避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者カード」を配布し、取りまとめる。

※ 避難者カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-4】

### (5) 避難所の運営

#### ア 避難所状況の報告

避難所から本部への報告は、原則として派遣された市職員が行う。ただし、職員が対応できない場合は、学校職員等、施設管理者側に協力を求める。

#### イ 被災者ニーズ対応

必要に応じ、避難者へ毛布や水等の物資を配布する。



## ウ ペット避難

- ・ペットと共に避難については同行避難を原則とすることが、災害種別、施設規模に応じて判断する。
- ・可能な避難所での衛生対策及びペットが苦手な避難者への指定や、受入れ可能施設との配慮として、協定締結に努める。
- ・避難所屋内への運営マニュアルに、ペットの持ち込みは原則禁止と共に避難するが、状況に応じて、ことや避難所敷地内における飼育スペースを確保する救護活動の観点を盛り込んでいく。
- ・避難時のペットの保護及び飼養は原則としてペットの管理者が行う。
- ・所有者・管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。
- ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

## (6) 避難所の閉鎖

避難情報等を解除した場合は、避難所を閉鎖する。

## (7) 自主避難所

### ア 定義

自主避難所とは、台風の接近や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき、自治体が事前に避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所を指す。

主に市内近隣センターを当該避難所として開設する。

### イ 開設の目安

- ・台風の暴風域<sup>※1</sup>が24時間以内に市町村にかかると予想されているとき
- ・強風注意報<sup>※2</sup>が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

※1「暴風域」＝風速 25m/s（気象庁の台風情報）

※2「強風注意報」＝風速 13m/s（銚子地方気象台が発表）

## 5 要配慮者利用施設の避難体制の確保

### (1) 洪水

国及び県により、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定している。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、水防法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、千葉県市は県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

併せて、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市長に報告する。市長は、報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

## (2) 土砂災害

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確保するとともに、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、**千葉県市は県**と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

併せて、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市長に報告する。市長は、報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

### 【避難確保計画記載事項】

	記載事項
①	要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
②	要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
③	要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
④	要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
⑤	自衛水防組織の業務に関する事項

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、次の方法等により洪水予報等の伝達方法を確保する。

- ① 電話連絡                      ② F A X                      ③ インターネットメール（メーリングリスト）

## 6 避難所の閉鎖条件

~~市（総務部）は、避難情報が発令している等を解除した場合においても、以下の全ての条件に該当するは、避難所については、を閉鎖することができる。~~

- ~~(1) 土砂災害警戒情報及び気象警報が全て解除されたとき~~
- ~~(2) 開設している避難所に避難者が避難していないとき~~
- ~~(3) 当該避難所の周辺において避難を必要とする災害が発生していないとき~~

## 第7 帰宅困難者支援

項目	担当部局	関係機関
1 市内帰宅困難者対応	総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、 <a href="#">土木部</a> 、生涯学習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワーク
2 広域帰宅困難者対応	<a href="#">総務部</a> ※ <a href="#">震災編の定め</a> に <a href="#">準じる</a>	<a href="#">災害時帰宅支援ステーション</a> （ <a href="#">ガソリンスタンド</a> 、 <a href="#">コンビニエンスストア</a> 、 <a href="#">ファミリーレストラン</a> 等）※ <a href="#">震災編の定め</a> に <a href="#">準じる</a>

### 基本方針

- 事前に交通機関の一時停止等が予想される場合には、むやみに移動を行わない。

### 1 市内帰宅困難者対応

帰宅困難者が発生した場合の対応は「震災編第3章（応急対策計画）一第2節（被害を最小限にいとめる）一第7（帰宅困難者支援）」に定めるところによるが、以下の対応を行う。

#### (1) 呼びかけ・情報提供

交通機関の計画運休等や気象予報の状況によりあらかじめ帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

#### (2) 帰宅困難者の安全確保

##### 才 一時滞在施設の閉鎖

風水害に際し、開設した帰宅困難者一時滞在施設は、近隣の指定避難所が開設された場合、帰宅困難者を近隣の避難所に誘導し、一時滞在施設を閉鎖する。ただし、指定避難所に移動する際に荒天等で安全確保が困難な場合は、安全確保ができるまで閉鎖しない。

第12 水防		[水防]	
項目	担当部局	関係機関	
1	水防活動	総務部、土木部、消防局	防災関係機関
2	水防活動における情報伝達	総務部、土木部、消防局	国、県
2-3	洪水予報の伝達	総務部、 <del>保健福祉部、都市部、</del> 土木部、消防局	国、県
4	消防機関の出動体制	消防局	国、県、消防団
5	巡視及び警戒	土木部、消防局	国、県、消防団
6	水防作業	消防局	国、県、消防団
7	樋管操作	土木部	国、県
8	緊急通行	総務部、土木部、消防局	国、県、柏警察署
9	決壊時の処置並びに決壊後の処置	土木部、消防局	国、県、柏警察署、防災関係機関
10	水防配備の解除	総務部、土木部	国、県
11	費用負担と公用負担	総務部、土木部、消防局	防災関係機関
12	水防報告等	総務部、土木部、消防局	国、県、柏警察、防災関係機関

### 基本方針

- 水防配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

## 1 水防活動

### 活動方針

#### (1) 水防配備体制及び活動内容本部

[水防]

水防配備体制市長は、水防法に基づき策定している「柏市水防計画」に基づき、実施する。以下、その概要を記す。

#### (2) 水防本部体制

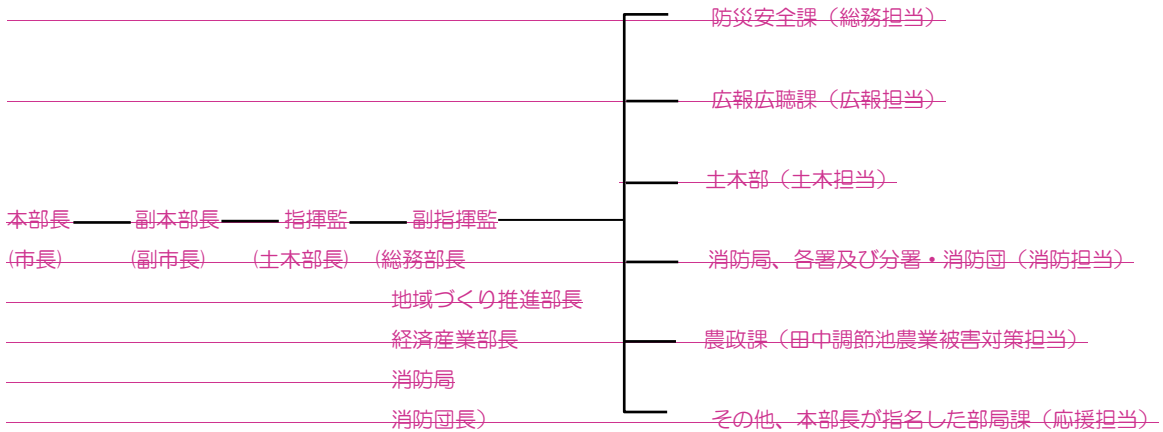
水防管理者（市長）は、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたとき又は、その他水防活動の必要があると認めるときは、直ちに市庁舎内に柏市認められた場合、水防本部を設置する。

また、河川が氾濫し、市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると市長が認めるときは、市長は、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合される。

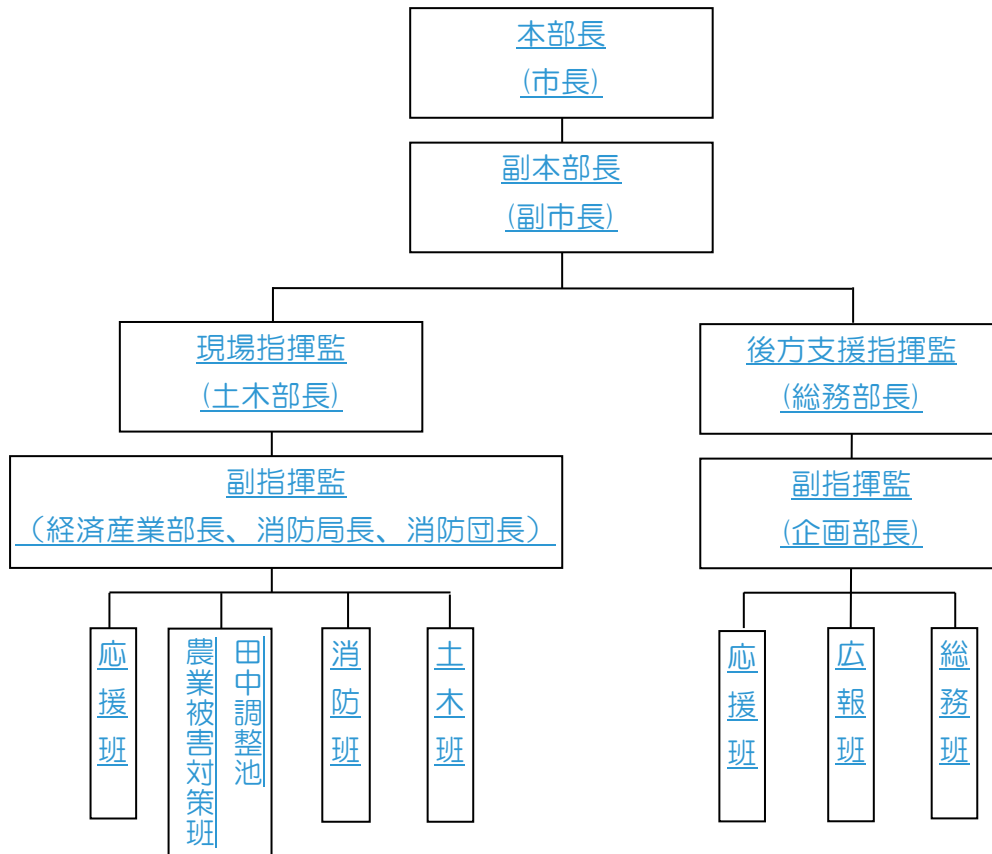
ア 組織系統

[水防]

水防本部の組織系統、事務分掌及び市水防本部を中心とした水防活動体制図は、次に示すとおりであるが、市災害対策本部が設置されたときは、市水防本部の事務は災害対策本部が処理することとするに統合される。



配備体制別水防本部要員動員計画表



配備体制別水防本部要員動員計画表

配備人員配備区分	本部長	副本部長	指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中調節池農業被害対策班	応援班	摘一要
水防準備体制					2	—	—	2	—	—	
水防注意体制			4	2 (総務部長 消防局長)	3	—	7	11	—	—	
水防警戒体制	4	4	4	5	4	2	30	63 消防団は別に定める	2	—	

※ ~~災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される。~~

(1) 事務分掌

水防本部設置時の職名又は班名	平常時の職名又は所属名	主な任務
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
現場指揮監	土木部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、現場本部員を指揮監督する。
後方支援指揮監	総務部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、後方支援本部員を指揮監督する。
副指揮監	地域づくり推進部長 経済産業部長 消防局長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。

水防本部設置時の 職名又は班名	平常時の 職名又は所属名	主な任務
総務班	防災安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防本部要員の動員に関する事。</li> <li>2 水防本部の指示、命令の伝達に関する事。</li> <li>3 県への連絡及び要請に関する事。</li> <li>4 各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5 他部局への応援要請に関する事。</li> <li>6 水防活動状況の収集、整理、記録及び報告に関する事。</li> <li>7 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関する事。</li> <li>8 通信機器の操作、点検に関する事。</li> <li>9 水防本部の庶務に関する事。</li> </ol>
広報班	広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関する事。</li> <li>2 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事。</li> <li>3 水防活動時の記録写真に関する事。</li> </ol>
土木班	土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川に係る関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎよ及び立ち入りの制限に関する事。</li> <li>3 道路、橋梁等の巡視、警戒、防ぎよに関する事。</li> <li>4 樋管の操作に関する事。</li> <li>5 土木業者等関係者への協力要請に関する事。</li> <li>6 所管施設に係る予防的措置に関する事。</li> <li>7 各水防機関との連絡に関する事。</li> <li>8 その他、水防活動に関する事。</li> </ol>
消防班	消防局 各署及び分署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨量、水位等の観測及び報告に関する事。</li> <li>2 広報活動に関する事。</li> <li>3 河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎよ及び立ち入りの制限に関する事。</li> <li>4 水害被害状況調査報告に関する事。</li> <li>5 水防工法に関する事。</li> <li>6 水防資器材の点検及び確保に関する事。</li> <li>7 消防団の出動に関する事。</li> </ol>
田中調節池 農業被害対策班	農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 越流前の被害軽減対策に関する事。</li> <li>2 農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 農業関係被害状況の調査に関する事。</li> <li>4 田中調節池復旧対策に関する事。</li> <li>5 その他、り災農家の援護指導等に関する事。</li> </ol>
応援班	その他、本部長が指名した部局課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動の応援に関する事。</li> </ol>

(2) 水防配備体制と活動内容

[水防]

水防配備体制及び活動内容は、次のとおりである。

		体制発表時	水防配備体制と活動内容
水防本部設置	水防配備体制	<p><b>【始期】</b></p> <p>○ 次の警報の1以上が発表され、警戒本部の協議を踏まえ、総務部長が必要と認めるときは水防配備体制に入る。</p> <p>1 気象業務法第14条の2の規定による予報で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水防活動用気象警報 又は大雨警報</li> <li>◆ 水防活動用洪水警報 又は洪水警報</li> </ul> <p>2 水防法第10条第2項の規定による予報で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 利根川洪水警報</li> </ul> <p>3 水防法第16条の規定による水防警報</p> <p>○ その他、市長が必要と認めるとき。</p> <p><b>【終期】</b></p> <p>○ 次の1以上の場合は、水防配備体制を解除する。</p> <p>1 警報が解除され、総務部長が水防警戒体制をとる必要がないと認めるとき</p> <p>2 市長が水防配備体制をとる必要がないと認めるとき</p> <p>3 水防配備体制から非常第一配備体制に入ったとき</p>	<p>○ 人員配備 配備体制別水防本部要員動員計画表による。</p> <p>○ 柏市水防本部事務分掌により、水防活動及び水防事務を実施する。</p> <p>1 柏市地域防災無線及び柏市防災行政無線の統制運用</p> <p>2 管内河川、堤防及び施設等の巡視</p> <p>3 必要に応じ、越流堤の監視</p> <p>4 道路・橋りょう等の巡視及び輸送路線上障害物の点検</p> <p>5 水防本部は、現場からの連絡内容により必要に応じ、河川管理者及び現地指導班長へ連絡</p> <p>6 水防関係機関への連絡</p> <p>7 田中調節池内の農業被害軽減対策の指導</p> <p>8 樋管を操作した場合は、内水溢水警戒</p> <p>9 各関係機関の被害報告の調査</p>
	災害対策本部設置	非常第一配備体制	<p><b>【始期】</b></p> <p>○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制に入る。</p> <p>1 市域に局地的災害が発生したとき</p> <p>2 市域に局地的災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>3 市長が必要と認めるとき</p> <p>※災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される(以下同じ)。</p> <p><b>【終期】</b></p> <p>○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制を解除する。</p> <p>1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第一配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき</p> <p>2 非常第一配備体制から非常第二配備体制に入ったとき</p>



		体制発表時	水防配備体制と活動内容
災害対策本部設置	非常第二配備体制	<p><b>【始期】</b>                      ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制に入る。                      1 市域広範囲に災害が発生したとき                      2 市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【終期】</b>                      ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制を解除する。                      1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第二配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき                      2 非常第二配備体制から非常第三配備体制に入ったとき</p>	<p>○ 人員配備                      風水害等編 第3章 第1節 第1 2 配備体制の表による。</p> <p>○ 災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。                      1 非常第一配備体制による水防活動及び水防事務を強化                      2 非常第三配備体制への体制移行事務の確認</p>
	非常第三配備体制	<p><b>【始期】</b>                      ○ 次の1以上の場合は、非常第三配備体制に入る。                      1 市域広範囲に災害が拡大し、非常第二配備体制では対処できないとき                      2 その他の状況により市長が必要と認めるとき</p> <p><b>【終期】</b>                      ○ 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第三配備体制をとる必要がなくなったと認めるときは、非常第三配備体制を解除する。</p>	<p>○ 人員配備                      風水害等編 第3章 第1節 第1 2 配備体制の表による。                      （全職員対応）。</p> <p>○ 災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。                      1 非常第二配備体制による水防活動及び水防事務を強化                      2 柏市の組織及び機能のすべてをあげて対処</p>

(3) 職員の配備・動員

[水防]

職員配置人員の編成は概ね次のとおりとする。

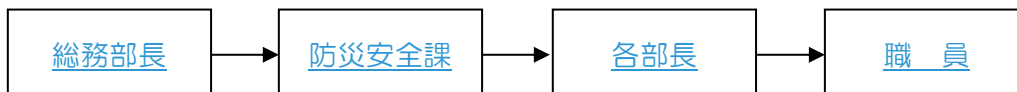
ただし、気象その他の状況により、指揮監及び副指揮監は、配置人員の編成を増減することができる。この場合、速やかに副本部長を経由して、本部長にその内容を報告しなければならない。なお、災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

配備体制別水防本部要員動員計画表

配備人員 配備区分	本部長	副本部長	現場指揮監 後方支援 指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中調節 池農業被 害対策班	応援班	摘要
水防配備 体制	1	1	2	4	7	2	30	63 消防団は別に 定める	2	—	
非常配備 体制	風水害等編第3章第1節第1 2 配備体制に準ずる										

(4) 配備・動員の方法 [水防]

- ア 総務部長は、「配備体制」を発令するときは、下図「エ 伝達系統」及び動員連絡表、又は職員参集システムにより、あらかじめ定められた職員を動員する。
- イ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次水防活動班を編成する。ただし、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、水防活動を命じることができる。  
また、職員の参集状況を記録し、配置人員を総務班に報告する。
- ウ 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに水防活動を実施する。
- エ 伝達系統



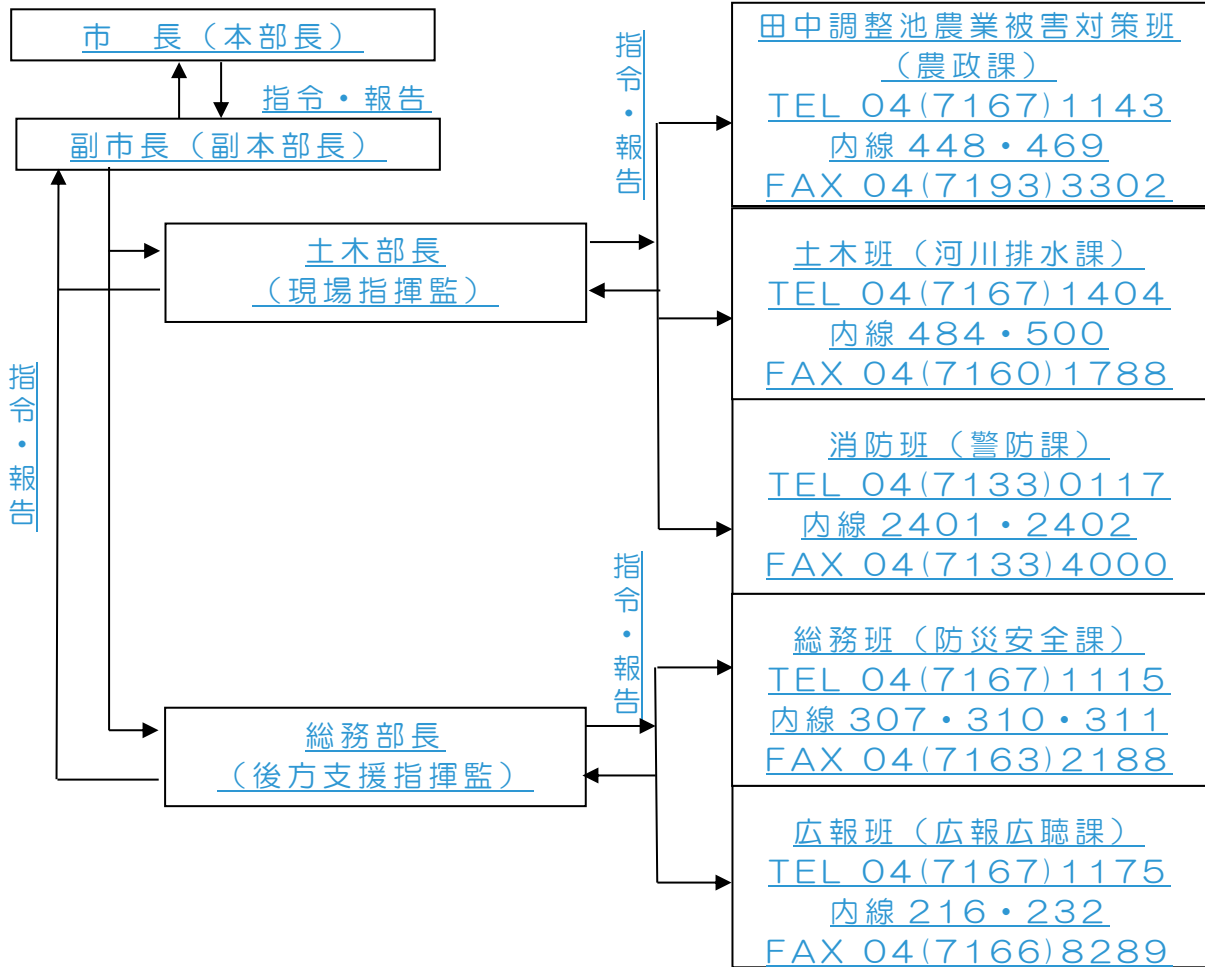
(5) 職員の心構え [水防]

- ア 配備にあたるときは、万難を排して参集する。
- イ 勤務時間外や休日等にかかわらず、常に気象状況や水防情報の変化に注意し、水防警戒体制の発令を知ったとき又は予測されるときは、自主的にあらかじめ決められた場所に参集する。
- ウ 病気その他やむなき事情により参集が不可能な場合には、なんらかの手段を持ってその旨を所属へ連絡する。
- エ 自らの言動によって市民に不安を与え若しくは誤解を招き、又は水防本部活動に支障をきたすことがないように厳重に注意する。
- オ 勤務場所を離れる場合には、所属の責任者と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- カ 配備職員以外の者は、水防警戒体制発令後、できる限り不急の外出は避け、水防活動に支障をきたさないようにする。  
また、長期配備体制となった場合の交代要員として十分な休養をとっておくこと。

## 2 水防活動における情報伝達

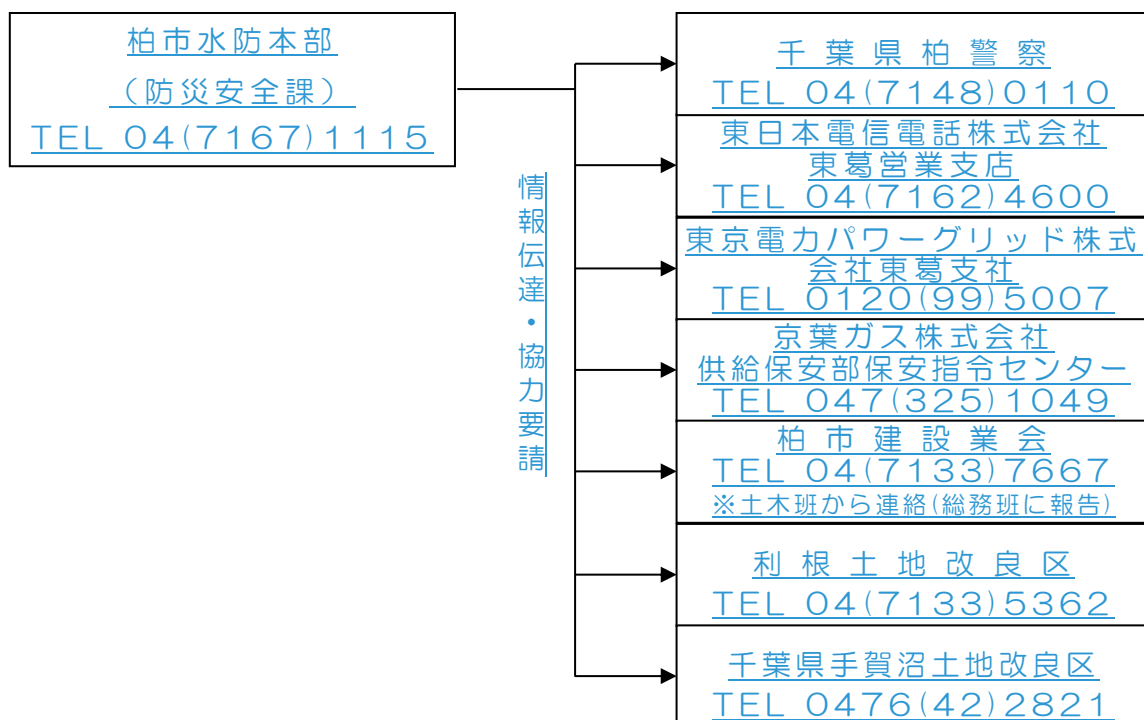
### (1) 柏市水防本部指令情報伝達系統

[水防]



### (2) 柏市水防本部関係機関伝達系統

[水防]



**(3) 水防通信** [水防]

**ア 水防時の通信連絡系統**

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、前項「第3章 第2節 第12 1 (6) 水防活動体系図」のとおりとする。

**イ 災害時優先電話**

水防に係る対応のため行われる通信規制を回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は水防法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用できる。

**3 洪水予報の伝達**

**活動方針**

**(1) 気象情報・洪水予報の収集・伝達**

市（総務部、土木部、消防局）は、国土交通省関東地方整備局、気象庁銚子地方気象台が行なう洪水予報、国土交通省が行う水防警報をもとに、水位の監視、警戒活動を実施する。

**(2) 浸水想定区域内の特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達**

市は浸水想定区域内における主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット等を用いて自らも得るものとする。

※ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設……………【資料編 7-2】

**(3) 注意を要する箇所** [水防]

市内の河川その他のうち、特に注意を必要とする区域及び場所は、資料編の重要水防箇所に示すとおりである。

重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

※ 直轄河川重要水防箇所一覧……………【資料編 13-6】

## 4 消防機関の出動体制

### [水防]

市長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

#### (1) 出動準備

市長（水防管理者）は、次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。

- ア 水防警報（第3章第2節第14(1)イ水防警報を参照）により待機又は準備の発令が発表されたとき
- イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき
- ウ 上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき

#### (2) 出動

市長（水防管理者）は、次の場合、本計画においてあらかじめ定められた計画に基づき、直ちに消防機関を出動させ警戒配置につかせる。

- ア 水防警報（第3章第2節第14(1)イ水防警報を参照）により出動の指令が発表されたとき
- イ 知事から出動の指示があったとき
- ウ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- エ 上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき

## 5 巡視及び警戒

[水防]

### (1) 巡視（平常時）

市水防本部土木班及び消防班は、水防法第9条の規定により、市域内の関係河川堤防等を随時巡視し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに防災安全課に連絡して必要な措置を求めなければならない。

また、連絡を受けた防災安全課は当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

### (2) 洪水の非常警戒（出水時）

市水防本部土木班及び消防班は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回する。

特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに水防本部土木班に報告すると共に水防活動を開始する。

ア 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ

イ 堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 堤防上面の亀裂又は沈下

エ 堤防から水があふれる状況

オ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

## 6 水防作業

[水防]

### (1) 水防工法

水防工法は、「資料編 水防工法一覧」のとおりとする。

### (2) 水防作業上の心得

ア 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

イ 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。

ウ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動等を厳に慎まなければならない。

エ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防団員を緊張せしめないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。

オ 洪水等時において、堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ（堤防斜面の崩れ）陥没は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4くらいに減少した時が最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

7 樋管操作 [水防]

(1) 樋管操作

樋管の管理者及び操作員は、気象状況の通知を受けた後、又は水位の異常を認めた後は、水位の変動を監視し、次のとおり内外水位の状況に応じ時期を逸しないよう開閉を行う。この場合において、現地本部が設置されている場合は、当該現地本部を経由して水防本部に報告するものとする。

なお、国土交通省及び水資源機構の管理する水門、こう門等については、水防本部はその時の状況及び開閉措置について、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

ア 市長（水防管理者）は、あらかじめ操作員を定めておくものとする。

イ 河川排水課は、気象状況等により操作員との連絡体制を確立しておくものとする。

ウ 操作員は、河川管理者の定める操作規則により操作するものとする。

エ 操作員は、平素はもとより気象状況に応じて洪水等が予想される場合は、直ちに工作物の点検を行うものとする。

オ 河川排水課は、操作基準により、必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。

(2) 樋管設置場所

市域内の樋管設置場所は、次のとおりである。

事務所名	河川名	施設名	設置場所		地先名	門扉・形式	操作方法
			岸別	位置(K、m)			
利根川上流河川事務所	利根川	欠ノ下樋管	右岸	88.0 上 150	柏市布施堤敷	鋼製スライドゲート	手動
		堂ノ下樋管		91.5 上 80	柏市布施		
		塩辛樋管		91.5 上 430	柏市花野井		電動
		城ノ腰樋管		92.5 上 460	柏市大室		
		寺下前樋管		93.5 上 28	柏市大室		手動
		川端樋管		94.0 上 350	柏市小青田		
		花前樋管		94.5 上 235	柏市船戸		
		旭山樋管		95.5 上 30	柏市船戸	鋼製ローターゲート	
		早瀬樋管		95.5 上 350	柏市船戸	鋼製スライドゲート	手動
		張間内樋管		92.0 上 63	柏市花野井	排水樋管	電動
	利根運河	宮本樋管	左岸	二	柏市山高野	鋼製巻揚扉	手動
		城の越樋管		二	柏市大青田		
		西郷谷樋管		二	柏市大青田	木製巻揚扉	
		諏訪下樋管		二	柏市大青田	鋼製巻揚扉	電動

## 8 緊急通行

[水防]

### (1) 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長（水防管理者）から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要がある場所に赴くとき、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 9 決壊時の処置並びに決壊後の処置

[水防]

### (1) 決壊時の通報関係機関

市長（水防管理者）又は消防局長は、水防に際し、堤防が決壊又はその他の施設が損壊したときは、直ちにこれを次のとおり通報しなければならない。

ア 現地指導班（柏土木事務所）

イ 氾濫流が到達すると考えられる近隣水防管理団体

ウ 当該施設管理者

### (2) 利根川水系における取扱い

利根川水系における伝達については、前述の処置と同時に「風水害等編 第3章 第2節 第1 4（1）ウ 洪水予報」の逆の系統で、直ちに関係機関（利根川上流河川事務所守谷出張所及び柏土木事務所（現地指導班））に報告しなければならない。

### (3) 被害情報の収集・伝達

決壊時及び決壊後の被害情報の収集・伝達は、「震災編 第3章 第2節 第1 情報収集・伝達」に準じて行う。

### (4) 建物等の応急対策

被災地の応急対策は、「震災編 第3章 第3節 第2 建物等の応急復旧」に準じて行う。

### (5) 都市公共施設の応急復旧対策

都市公共施設の応急復旧対策は、「震災編 第3章 第3節 第1 ライフライン・道路等の応急復旧」、「震災編 第4章 第2節 施設を復旧する」に準じて行う。

### (6) 被災者の生活確保対策

都市公共施設及び被災地の復旧対策は、「震災編 第4章 第1節 1 被災者の生活確保」に準じて行う。



## 10 水防配備の解除

[水防]

市長（水防管理者）は、水位が氾濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防解除を命じる。

これを一般に周知させるとともに、県水防本部現地指導班（柏土木事務所）を通じ、水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

## 11 費用負担と公用負担

[水防]

### (1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者の負担とする。この負担費用の額及び負担方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。（水防法第23条）

また、当該区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担するものとする。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせん申請することができる。（水防法第42条）

### (2) 公用負担

#### ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）、水防団長又は消防期間の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(ロ) 車両その他の運搬用機器の使用

(ハ) 排水用機器の使用

(ニ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(ア)から(イ)（(イ)における収用を除く）の権限を行使することができる。

#### イ 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長（水防管理者）、水防団長又は消防期間の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、公用負担権限委任証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

#### ウ 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を二通作成して、その一通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に交付しなければならない。

#### エ 損失補償

柏市は、水防法第28条の規定により、公用負担権限の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

1.2 水防報告等

[水防]

(1) 緊急報告

市長（水防管理者）が千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- ア 消防局及び消防団等を出動させたとき
- イ 他の水防管理者に応援を要求したとき
- ウ 堤防が決壊、氾濫したとき
- エ その他必要と認める事態が生じたとき

(2) 水防顛末報告

水防本部総務班は、水防活動が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施状況概要報告書及び水防記録を作成し、市長（本部長）に報告するとともに、速やかに千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に報告する。

報告事項	担当部署
降雨並びに水位記録	防災安全課
出動並びに水防解除の時刻	防災安全課
消防局及び消防団等に属する者の出動時刻及び人数	防災安全課 警防課
水防作業状況	河川排水課 警防課
堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果	河川排水課
使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分	河川排水課 警防課
水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所	河川排水課 警防課
障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所	河川排水課 警防課
土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名との事由	河川排水課 警防課
他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況	防災安全課
居住者出動の状況	河川排水課 警防課
警察官の出動状況	防災安全課
現地指導班の出動人員名簿	河川排水課
立退きの状況及びそれを指示した事由	河川排水課 警防課
水防関係者の死傷	全課
殊勲者及びその功績	全課
雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見	河川排水課 警防課
堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	河川排水課
その他必要なる事項	全課
社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況	防災安全課

## 第13 雪害対応

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

### 基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。
- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者が発生する恐れがある場合、必要に応じて駅周辺の避難所を開設する。

### 活動方針

#### (1) 除雪作業

ア 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて通行制限の実施等の措置や砂又は散布剤等の散布を迅速に行うため、諸資機材の準備など道路管理体制の充実・強化に努めるものとする。

イ 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

#### (2) 除雪対策の協議

柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道6号及び国道16号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は次表の機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。

【交通量による除雪目標と内容の一般基準】

区分	標準交通量	除雪目標	実施内容
第一種	10,000台/日以上 ※一般国道が相当	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	7,500台/日以上 ※主要地方道等の幹線が相当	2車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。 特別の場合1車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	7,500台/日未満 ※一般県道等の地方的幹線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。

が相当		
除雪路線	国道、県道、市道が除雪の対象となる。市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、第一種～第三種の別の区分を決定するものとする。	
歩道部・歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう、処置するものとする。歩道橋については特に留意し、積雪のあった時には除雪に努める。	

### (3) 帰宅困難者支援

「震災編 第3章 ~~(応急対策計画)~~—第2節 ~~(被害を最小限にくいとめる)~~—第7 ~~(帰宅困難者支援)~~」に定めるところによるが、交通機関の計画運休等や気象予報の状況により事前に帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

## 第4節 被災者生活を支援する

### 第1 保健・環境衛生

項目	担当部局	関係機関
1 保健衛生活動	※震災編の定めに従う	※震災編の定めに従う
2 し尿処理対策	同上	同上
3 廃棄物処理対策	環境部	柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、協定締結市

### 3 廃棄物処理

#### (2) 収集・処理

##### キ 風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、環境部は、早急に被災家屋等から搬出する。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴があり、その中には危険物・有害物等が混入しているおそれがある。環境部はこのことに留意し、収集運搬、分別、保管、処分を行う。